



とらつく鳥取

もくじ

●〔協会通知〕 運転者の歩行者優先と歩行者の正しい横断及び自らの安全を守る 交通行動の実践を徹底するための取組について (協力依頼).....	1
●〔行政通知〕 働き方改革関連法に関する説明会の開催のご案内	2
●〔陸災通知〕 はい作業主任者技能講習の開催について (ご案内)	5
●〔陸災通知〕 令和2年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱	9
●〔陸災通知〕 陸運と安全衛生 No.616	15
●交通事故発生状況 (9月末)	17
●鳥ト協 第3回理事会開催状況	19
●「トラックの日」 イベント盛大に開催	20
●トラックドライバーの求人と採用に関するアンケート調査の集計結果について	21
●試乗体験オープンカンパニーに参画	27
●小学生を対象にした学校キャラバン隊に参画	27
●鳥ト協「標準的な運賃」普及セミナー開催される (東部地区)	29
●鳥ト協 原価意識実践セミナーを開催	29
●エコドライブ講習会を開催 (西部地区)	30
●陸災防「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」開催される	31
●児童絵画コンテスト受賞作品決まる	32
●児童絵画コンテスト受賞作品 鳥取市役所 情報スペースで作品展示	33
●陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部長表彰を受賞	33
●初任運転者教育安全運転研修を開催	34
●令和2年度 引越基本・管理者講習会を開催	34
●令和2年度 鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 第1回「評議委員会」を開催	35
●新聞記事のご紹介	36
●年末年始安全運動の取組みについて	36
●鳥ト協職員「防災研修」による事務所の不在についてのお知らせ	37
●会員事業所の異動	37
●求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について.....	38
●適正化事業・巡回指導報告書 (令和2年9月実施分)	39
●〔事故対通知〕 適性診断実施日及び適性診断の予約方法について	40
●軽油価格推移表 (2020年9月)	43
●10月 業務日誌	44
●11月 行事予定	45
●自賠償共済も中国トラック交通共済へ	46

★鳥取県交通安全年間スローガン★

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

★令和2年交通安全年間スローガン★
内閣総理大臣賞〈最優秀作〉

【同乗者を含む運転者向け】

スマホより 横断歩道の 僕を見て

【歩行者・自転車利用者向け】

夕暮れの 一番星は 反射材

【小・中学生向け】

しっかりと 止まってかくにん 横だん歩道



協会通知

運転者の歩行者優先と歩行者の正しい横断及び自らの安全を守る 交通行動の実践を徹底するための取組について（協力依頼）

全ト協発第 323 号（環） 令和 2 年 10 月 6 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 坂本 克己

警察庁交通局交通企画課長から、別添のとおり、運転者の歩行者優先と歩行者の正しい横断及び自らの安全を守る交通行動の実践を徹底するための取組について協力依頼がありました。

つきましては、貴協会におかれましても、本取組の趣旨をご理解のうえ、広報啓発用ポスター及びリーフレットを広く活用するとともに、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務など、プロのドライバーとして模範となる運転の引き続きの実践について、傘下の会員事業者に対する周知徹底を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

別 添

警察庁丁交企発第 235-1 号
令和 2 年 9 月 29 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

警視庁交通局交通企画課 課長 佐野 裕子

運転者の歩行者優先と歩行者の正しい横断及び自らの安全を守る交通行動の実践を 徹底するための取組について（協力依頼）

我が国の交通事故死者数を状態別に見ますと、歩行中が最も多く、自動車対歩行者の死亡事故の約 7 割は道路横断中に発生しています。

そのため、警察といたしましては、運転者の歩行者優先と歩行者の正しい横断及び、自らの安全を守る交通行動の実践を徹底するため、交通安全教育や広報啓発、交通指導取締り等の各種取組を推進しているところです。

こうした取組の一環として、警察庁では、横断歩道上の交通事故防止（歩行者優先と正しい横断の徹底）に関する広報啓発用ポスター及びリーフレットを制作しました。

つきましては、傘下会員等に周知していただき、デジタルサイネージ等における掲示、SNS やホームページへの掲載等、幅広い御活用をお願い申し上げます。

また、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務など、プロのドライバーとして模範となる運転を引き続き実践していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

※ リーフレット（A5 サイズ）及びポスター（タテ・ヨコ各 A2 サイズ）は、以下の警察庁ホームページからダウンロードできますので、ご活用いただけましたら幸いです。

URL：<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/oudanhodou/info.html>

QR コード：

本件担当 警察庁交通局交通企画課安全係
電話（03）3581-0141 内線 5035



行政通知

働き方改革関連法に関する説明会の開催のご案内

厚生労働省

【説明会内容】

- 1 「働き方」が変わります
- 2 時間外労働の上限規制への対応方法について
- 3 年次有給休暇の取得義務化への対応方法について
- 4 支援機関等による働き方改革等のサポート事例の紹介
- 5 働き方改革好事例の紹介
- 6 同一労働同一賃金への対応方法について
- 7 働き方改革の推進に向けた支援について
- 8 その他

【開催日・開始時間・場所】

- ① **【開催日】 令和2年12月8日(火)**
【開催時間】 14:00～16:30
【対象者】 人事労務担当者・管理者など
【場 所】 米子コンベンションセンター第7会議室(米子市末広町294)
【主催者】 東京リーガルマインド(厚生労働省委託事業)
【お問い合わせ先】 0800-222-3029
- ② **【開催日】 令和2年12月17日(木)**
【開催時間】 14:00～16:30
【対象者】 人事労務担当者・管理者など
【場 所】 さざんか会館 大会議室(鳥取市富安2丁目104-2)
【主催者】 東京リーガルマインド(厚生労働省委託事業)
【お問い合わせ先】 0800-222-3029
- ③ **【開催日】 令和2年12月18日(金)**
【開催時間】 14:00～16:30
【対象者】 人事労務担当者・管理者など
【場 所】 倉吉未来中心セミナールーム3(倉吉市駄経寺町212-5)
【主催者】 東京リーガルマインド(厚生労働省委託事業)
【お問い合わせ先】 0800-222-3029

説明会の所要時間は2時間30分となります。

当日の受付は、**開始時間の30分前**より行います。

原則、申込に対する返信等はありませんが、会場が定員に達した際にのみ、ご連絡をさせていただきます。

※駐車場には限りがございますので、公共交通機関のご利用をお願い致します。

なお、本説明会は不参加により、何らの不利益を伴うものではございませんので、ご都合に合わせてご参加ください。

【申し込み方法】 事前予約制(先着順、定員約50名)

別添の申込書に必要事項を記載して、FAXでお申し込みください。

【ご質問・お問合せ先】

・株式会社東京リーガルマインド公共事業本部 働き方改革関連法に関する説明会事務局

フリーダイヤル： 0800-222-3029

・鳥取労働局監督課 電話 0857-29-1703

<働き方改革関連法に関する説明会申込書>

FAX 送信先:03-5913-6409

県名	鳥取県	会社名	
申込者名		申込人数	1名 or2名 (1事業所あたり2名まで)
電話番号		FAX	

日程	月	日	()	14:00~16:30
会場				

切り取り線

当日の受付は**開始時間の30分前**より行います。

原則、会場が定員に達した場合を除き、申込に対する返信等のご連絡はさせていただきますので、ご了承ください。

なお、本説明会は不参加により、何らの不利益を伴うものではありません。

※駐車場はない場合もございますので、公共交通機関のご利用をお願い致します。

【ご質問・お問合せ先】

株式会社東京リーガルマインド 公共事業本部
働き方改革関連法に関する説明会事務局
フリーダイヤル: 0800-222-3029
E-mail: 36kyoutei@lec-jp.com

陸災通知

はい作業主任者技能講習の開催について（ご案内）

陸貨災防鳥支発第4号

令和2年4月13日

各事業主殿

登録教習機関 鳥労登教第13号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
鳥取県支部長 川上和人
(公印省略)

鳥取労働局の登録教習機関であります当支部では、労働安全衛生法第14条の規定により、作業主任者の選任が義務付けられている作業のうち、高さが2メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷で小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除いたもの）のはい付け又は、はいくずし作業（荷役機械の運転者のみによって行なわれるものを除く）の作業主任者の資格取得のための講習を次のとおり実施します。

該当事業所におかれましては、ぜひ受講されますようご案内いたします。

※なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、健康と安全面を考慮し、講習を中止もしくは、延期する場合がございますことを、ご了承下さい。

記

- 講習日時 令和3年1月28日(木)9時から
令和3年1月29日(金)16時00分まで
- 講習場所 鳥取市丸山町219番地1
鳥取県トラック協会3階研修センター(Tel. 0857-22-2694)
- 受講資格 はい付け又は、はいくずしの作業に、3年以上従事した経験を有する者。
- 定員 80名(定員に達した時点で締め切ります)
- 受講料 11,495円(消費税を含む)(受講料9,900円+テキスト1,595円)
- 講習科目及び時間(休憩時間を含む)

日別	講習科目	時間
第1日	1. はいに関する知識 2. 人力による、はい作業に関する知識	9:00～17:05
第2日	3. 荷役運搬機械等による、はい作業に関する知識 4. 法令関係	9:00～14:55
	修了試験	15:00～16:00

◎休憩は講師により適宜設けます。
◎講習時間内での喫煙は禁止します。
◎受付は午前8時30分より受け付けします。

7. 申込み要領

- (1) 別紙受講申込書により **1月15日(金)** までに当支部へ受講の申込みをして下さい。
- (2) 申込書には必要事項を記入の上、写真(縦3.5cm×横2.5cm 無帽上半身、背景無地)2枚を添えて提出して下さい。
(1枚は写真の裏に氏名を記入のうえ、申込書上部にクリップでとめて下さい。1枚は申込書の写真枠内のにりづけして下さい。)
- (3) 受講料は受講申込と同時に払い込み下さい。
みずほ銀行 鳥取支店 普通預金
口座番号 1128051
口座名義 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部
- (4) 受講申込後、取消の申し出があっても原則として受講料は返却いたしません。
- (5) **受講票は発送しません**ので、受講当日、直接会場へお越しください。
- (6) 受講者は、**氏名、生年月日、現住所が確認できる公的証明書**(自動車運転免許証等)と筆記用具を携行してください。
- (7) 昼食は、各自用意してください。
- (8) 不明の点があれば、当支部にお問い合わせ下さい。
鳥取市丸山町219-1(鳥取県トラック協会内)
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部
TEL 0857-22-2694

受付番号 No _____

はい作業主任者技能講習 受講申込書・修了証台帳

●●一枚はこの申込書上部にクリップでとめる
 ●一枚は左枠内にのりづけ
 2.5 cm
 写
 3.5 cm
 真
 (2枚)
 (写真は2枚とも裏面に
 氏名をご記入下さい)

切り取り線

ふりがな		性別		
氏名		男女	修了証 番号	※
生年月日	年 月 日	交付年月日	※	年 月 日
現住所				
勤務地	所在地	〒		
	名称	TEL ()		
経 験		証 明		
はい付け又ははいくずしの作業に従事した経験		事業所の名称		
年 月から 年 月まで (通算 年 ヵ月)		事業者の氏名		
		(印)		
書換又は再交付	※換・再	年 月 日	年 月 日	

年 月 日

申込者氏名

(印)

(注) ※印以外は申込者において全部記載すること。
 ※当申込書に記載されたお客様の情報(個人情報)は講習業務以外には
 使用致しません

陸災通知

令和2年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣 旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間 2018年度～2022年度）に基づき、

①死亡者数：2018年から2022年の5か年中に15%以上減少させる。（2020年は、99人以下）

②死傷者数を2017年から5%以上減少させる（2020年は、14,912人以下）

③ 健診の完全実施及び健診結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底を図る

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和2年の労働災害発生状況（1～8月速報値）は、死亡災害が45人（前年同期比△7人、△13.5%）と減少がみられるものの、死傷災害は8,989人（前年同期188人、2.1%）と大幅な増加となっている。

特に、死傷災害では、墜落・転落、動作の反動無理な動作、転倒、はさまれ・巻き込まれ等による荷役作業中の災害が多発しており、荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、深刻化している労働者の高齢化問題に対しては、厚生労働省が「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を示したところであり、同ガイドラインを踏まえ、高齢労働者の労働災害を防止することも必要である。

また、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、これを予防するための取組を一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年12月1日（火）から令和3年1月31日（日）までの2か月間を、令和2年度年末・年始労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和2年12月1日（火）から令和3年1月31日（日）まで

3 スローガン

「健診の数値でしっかり現状把握 所見に合わせて予防・改善」（令和2年度安全衛生標語 健康部門最優秀作品）

4 主 唱 者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

5 後 援 厚生労働省

6 実 施 者 会員事業場

7 取組の重点

- (1) 死傷災害の減少を図るため、同災害の約7割を占める荷役災害の防止を重点とし、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を周知するとともに、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）に基づき、全国各都道府県における荷役ガイドライン研修会の実施、荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、荷主等に対する安全診断・改善指導の実施、「荷役災害防止安全教育」を実施するなど荷役労働災害防止対策を推進する。
- (2) 死亡災害の約4割を占める交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、「高齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」を活用した教育の推進を図る。
- (3) 特に冬季は、積雪や凍結による転倒災害が多発するため、厚生労働省及び労働災害防止団体が主唱する「STOP！転倒災害プロジェクト」に掲げる事項を踏まえた取組を推進する。
- (4) 高齢労働者の労働災害を防止するため、エイジフレンドリーガイドラインの周知を図るとともに、各労働局・労働基準監督署の協力の下、高齢労働者荷役労働災害防止対策コンサルティング事業を推進する。
- (5) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の完全実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (6) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

(1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施

- ・交通事故、労働災害防止大会の開催
- ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
- ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
- ・陸運防災指導員会議等の開催
- ・「腰痛予防対策講習会」(厚生労働省委託事業)への参加勧奨

(2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底を図る

厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料(別紙)を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

(3) 行政との連携、広報等

- ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」(別添参照)により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

別紙

リーフレット等(陸災防ホームページから取得可能)

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画(2018年度～2022年度)
- 「陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし」
- 荷役作業安全ガイドラインのあらまし～陸運事業者と荷主等のみなさまが連携した荷役災害の防止～
- 陸運業における重大な労働災害を防ぐためには
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう
～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～
- 荷役作業を安全に～
～荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル～
- 荷役災害防止設備等の事例集
- 安全作業連絡書の活用を!
- 陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 「STOP! 転倒災害」リーフレット
- トラック運送業界の過労死等防止計画(全日本トラック協会)
- 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」リーフレット
- 陸運事業者のためのメンタルヘルス対策
- 働き過ぎていませんか?(厚生労働省)
- ストレスチェックと結果活用のサポートは中災防に!!

DVD

- 「はい作業の安全」(DVD)
- 「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」(DVD)
- 「フォークリフトによる 安全な荷役運搬作業」(DVD)

職場の安全衛生自主点検表

令和元年5月作成

事業場名		従業員数	人
点検年月日	令和 年 月 日	点検者氏名	印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「防災規程」や厚生労働省が平成25年3月に策定した「荷役ガイドライン」の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点 検 項 目		
1 基本的な取組（リスクの低減）		
・安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・安全衛生目標の設定（同上）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・リスクアセスメントの実施（荷役作業関係）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
2 安全衛生管理体制		
	労働者 10～49 人	労働者 50 人以上
・安全衛生推進者の選任		<ul style="list-style-type: none"> ・総括安全衛生管理者の選任(100人以上) <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・安全管理者の選任（選任時研修修了） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・衛生管理者の選任 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・産業医の選任 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・安全衛生推進者の巡視		<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理者、衛生管理者の巡視 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・安全衛生対策等を話合う場の設置		<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催（月1回以上） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
3 安全衛生教育の実施状況		
・雇入れ時の教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・作業内容変更時の教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・事故発生者に対する教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・腰痛予防のための管理者教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
4 健康管理		
・雇入れ時の健康診断		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・定期健康診断（年1回）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・深夜業従事者に対する健康診断（年2回）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・過重労働対策（時間外・休日労働時間数）		<input type="checkbox"/> 月45時間以内 <input type="checkbox"/> 月45時間超～80時間 <input type="checkbox"/> 月80時間超～100時間 <input type="checkbox"/> 月100時間超
※ 休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間		
・時間外・休日労働が1月当たり80時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ストレスチェックの導入（50人以上義務、50人未満努力義務）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし

(注) 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
 防災規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

5 荷役労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- ・ 作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業） している していない 該当なし
- ・ 荷役災害防止の担当者の指名* している していない 該当なし
- ・ 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 している していない 該当なし
- ・ 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が 100 k g 以上） している していない 該当なし
- ・ 荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施* している していない 該当なし
- ・ 荷役作業の危険予知訓練 している していない 該当なし
- ・ 荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置* している していない 該当なし

(2) 荷役災害防止の措置

- ・ 荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書)* している していない 該当なし
- ・ トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置* している していない 該当なし
- ・ 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 している していない 該当なし
- ・ 荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策* している していない 該当なし
 ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー
 エ テールゲートリフター オ ロールボックスパレット
- ・ 作業開始前点検（該当するものに○をつけてください。） している していない 該当なし
 ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン
 エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他
- ・ 定期自主検査（同上） している していない 該当なし
 ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他
- ・ 危険作業従事資格者の配置（同上） している していない 該当なし
 ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業
 エ 玉掛け作業 オ その他
- ・ 保護帽(墜落時保護用) している していない 該当なし
- ・ 安全靴の使用 している していない 該当なし

6 交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- ・ 運行管理者の選任 している していない 該当なし
- ・ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 している していない 該当なし

(2) 適正な労働時間

- ・ 時間外労働及び休日労働に関する協定 している していない 該当なし
 (原則：1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間、自動車運転者は令和6年3月31日まで猶予)
- ・ 拘束時間等 (1ヶ月293h以内) (1日13h以内) (休息8h以上) (1日の運転9h以内) (連続運転4h以内)

(3) 走行管理等

- ・ 走行計画の作成及び指示 している していない 該当なし
- ・ 走行経路の決定 している していない 該当なし
- ・ 乗務記録に基づく適正な走行管理 している していない 該当なし
- ・ 点呼の実施 している していない 該当なし
- ・ 乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 している していない 該当なし
- ・ 乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認 している していない 該当なし

(4) 安全衛生教育、意識の高揚

- ・ 交通危険予知訓練 している していない 該当なし
- ・ 運転適性診断 している していない 該当なし
- ・ 意識の高揚（該当するものに○をつけてください。） している していない 該当なし
 ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示
 エ 表彰 オ その他

(注) *印の付いた項目は、荷役作業安全ガイドラインに関する項目です。

職場の安全衛生自主点検表（共通）の解説

1 基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項では、これらの取組の基本項目を記載したもので、これらが適正に実施されており、安全衛生の年間計画について、いわゆるP D C Aサイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているとすることができます。

（参考資料等） ・ 災防規程：第10条の2に記載されています。
・ リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）
・ こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

（注） 災防規程（陸上貨物運送事業労働災害防止規程）・・・労働災害防止団体法では災防団体の会員事業場が守るべき事項を災防規程として定めることが義務付けられており、会員事業場はこの規程を遵守する義務があります。詳細は陸災防ホームページでご覧いただけます。

2 安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

（参考資料等） ・ 災防規程：7条。50人以上はさらに第4条～6条、10条

3 安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重1ト以上）の運転業務や、高い作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。

ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第11条～12条、16条

4 健康管理

従業員の高齢化が進んでいること、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が重要です。また、平成27年12月からストレスチェック制度が開始されていることに留意が必要です。

（参考資料等） ・ 災防規程：第79条、82条
・ 陸災防ホームページ（メンタルヘルス対策）参照
https://www.rikusai.or.jp/public/mental-health/mental-health_kajyuu-roudou_taisaku.htm

5 荷役労働災害防止対策

法令、災防規程、荷役ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第23～25条、30～31条、33～34条、48条、53条、56条、63条
・ フォークリフトの安全Q & A 50（陸災防図書 平成24年3月）
・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について（平成25年3月25日基発0325第1号）

6 交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成20年4月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第71条
・ 交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書 平成24年3月）

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

鳥取県 最低賃金

792 円



令和2年
10月2日から
[時間額]

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは

鳥取労働局または最寄りの労働基準監督署へ

鳥取労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>



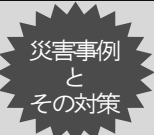


健診の数値でしっかり現状把握 所見に合わせて予防・改善

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」健康部門最優秀作品



令和2年10月 No.616
 発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
 安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
 （印刷物による年間購読料 3,600円）



トラック荷台からの墜落転落、昇降時の 三点確保の励行と保護帽着用を徹底を！

陸運業での死傷災害の約3割をトラック荷台等からの墜落・転落が占めています。とりわけ荷台から降りるときに多く、これらは死亡に至る危険性も高く、安全対策を徹底する必要があります。

今回取り上げた災害は、荷台からの転落災害の典型的な事例です。被災者死亡の重大な結果を招いたものですので、以下検証します。

- 1 事業の種類：一般貨物自動車運送業
 （労働者数：法人約130名、所属営業所10名）
- 2 発生日時：11月 午前3時頃
- 3 被災者：ドライバー（59歳、経験17年）
- 4 傷病の程度：頭部急性硬膜下血腫（死亡）
- 5 災害発生状況

- 被災者の業務は、2トンバン型車に乗務し、担当配送コースに食品の巡回配送を行うもの。

午前2時から8時迄の間で担当地域の10店舗に納品配送を行うべく、一人乗務で出発した。

- 午前3時、2店舗目である配送先に到着後、店舗倉庫前にトラックを止め、倉庫内に保管されていた前回納品時の空ケースを回収しトラックに載せ、次に当日分の商品を納入するため荷台の中で商品を積んだケースを整理してからケースを持たずに荷台から地面に降りようとした。
- 被災者は荷台側を向いた姿勢となり、左手でドアグリップを掴んだ後、左足をリヤステップ（地上高38cm）に降ろそうとしたが、これを踏み外し、体勢を崩して転落、頭部を地面コンクリートに強打させた。
- 約1時間経過後に他社のトラック運転者に倒れているところを発見され、病院に搬送されたが、その後死亡が確認された。
- 保護帽（ヘルメット）は着用していなかった。

注：倉庫内部・外部に設置された防犯カメラ映像が残っており、行動詳細が判明している。

- 6 背景要因
 被災者は社内での職位が昇格したこと等に

より管理業務が増加し、配送業務に就くことがここ数年は稀となっていた。

今回の乗務は、社内にて退職者が出たことにより穴埋めとして事故3日前から担当に入り、当日は4回目の乗務。過去3回は同乗者がいたため、単独では事故当日が初めてであった。

7 原因と対策

(1) 荷台への昇降

このバン型車にはリヤステップやリヤドア面グリップが設けられていたもので、荷台から降りる際は、荷台内側を正面に見て後ろ向き、グリップを持ったままステップに足をかける順序で、三点支持を確実に確保する必要があります。

経験年数にかかわらず、定められた安全な乗降方法を確実に行わせるよう、繰り返しての社内教育を徹底すべきです。

本件の場合、ステップを踏み外しており、確実な励行とともに、リヤステップ部を網状にするなどの対策も有効です。

(2) 保護帽の着用

会社の社内規定では荷台上の荷役作業は保護帽を着用することとされていましたが、被災者は無帽でした。過去3回の二人乗務中はどうだったのか、社内全般に保護帽の着用が有名無実化していたのか、この辺りを究明する必要がありますが、確実に着用させることで、不測の墜落転落による被害の軽減が見込めます。

(3) 運行管理

被災者が災害発生当日に担当していた配送コースは、試走等を経て各店舗への到着予定時刻が厳しいと評価されていた経緯があったものの、見直しが行われていませんでした。

被災者が高齢でかつ久方ぶりの担当乗務であったことからすれば、無理な運行計画が注意力の欠如や不安全行動を招いた可能性も残ります。

8 まとめ

この死亡事故事例では、「必ず保護帽を着用して荷役作業を行う」ことの重要性がうかが

われます。「あご紐を確実に締める」「劣化や破損したものは使わない」「耐用年数を守る」の他、必ず「墜落時保護用」を使用することが肝要です。保護帽は着用していても、これが「飛来・落下物用」であることをよく見か

けます。荷役作業では、墜落転落時の頭部外傷や骨折を防ぐために、帽体内部に衝撃吸収ライナーを備えた墜落時保護用の保護帽を着用しましょう。

業種別労働災害発生状況（令和2年速報）

令和2年9月7日現在

業種	死亡						死傷					
	令和2年1月～8月 [速報値]		令和元年1月～8月 [速報値]		対元年比較		令和2年1月～8月 [速報値]		令和元年1月～8月 [速報値]		対元年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	442	100.0	486	100.0	-44	-9.1	68,870	100.0	69,029	100.0	-159	-0.2
製造業	72	16.3	79	16.3	-7	-8.9	14,347	20.8	15,184	22.0	-837	-5.5
鉱業	3	0.7	3	0.6	0	0.0	112	0.2	116	0.2	-4	-3.4
建設業	154	34.8	155	31.9	-1	-0.6	8,311	12.1	8,464	12.3	-153	-1.8
交通運輸業	6	1.4	7	1.4	-1	-14.3	1,564	2.3	1,787	2.6	-223	-12.5
陸上貨物運送事業	45	10.2	52	10.7	-7	-13.5	8,989	13.1	8,801	12.7	188	2.1
港湾荷役業	2	0.5	5	1.0	-3	-60.0	198	0.3	245	0.4	-47	-19.2
林業	24	5.4	25	5.1	-1	-4.0	766	1.1	773	1.1	-7	-0.9
農業、畜産・水産業	20	4.5	16	3.3	4	25.0	1,679	2.4	1,518	2.2	161	10.6
第三次産業	116	26.2	144	29.6	-28	-19.4	32,904	47.8	32,141	46.6	763	2.4

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和2年1月～8月）

令和2年9月7日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業		442	112	12	20	32	36	66	91	4	69
製造業		72	15	3	5	6	6	19	0	0	18
建設業		154	54	2	9	15	11	18	23	1	21
交通運輸業		6	1	0	0	0	1	1	2	0	1
その他		165	31	7	5	8	18	20	48	2	26
陸上貨物運送事業		45	11	0	1	3	0	8	18	1	3
同上対前年増減		-7	1	-1	-3	1	-4	4	-5	1	-1

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和2年1月～8月）

令和2年9月7日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業		8,989	2,528	1,483	695	389	264	431	941	394	11	1,567	286
同上対前年増減		188	49	74	19	-2	-6	-60	-32	-72	3	216	-1

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

交通事故発生状況（9月末）

鳥取県警察本部
交通企画課長

1 全国・中国5県・鳥取県の死者数（9月末）

	全国の死者数	中国5県の死者数	鳥取県の死者数
令和2年9月末	1,988	147	12
令和元年9月末	2,218	169	22
増減数	-230	-22	-10
増減率	-10.4%	-13.0%	-45.5%

2 交通事故発生状況（9月中）

○発生件数	57件	前年対比	-1件	(-1.7%)
○死者数	3人	前年対比	2人	(200%)
○負傷者数	72人	前年対比	7人	(10.8%)

3 死亡事故の状況（9月末）（12件 12人）

(1) 道路別発生件数

	国道	県道	市町村道	高速道	自専道	その他	計	
令和2年	3	2	5	1	0	1	1	2
令和元年	8	6	4	0	2	2	2	2

(2) 発生地点の道路形状別

	交差点	単路	その他	計
令和2年	3	8	1	12
令和元年	4	15	3	22

(3) 年齢層別死者数

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	1	4	7	1
令和元年	0	2	6	14	22

(4) 状態別死者数

	歩行者	自転車	車両等運転中	同乗中	その他	計
令和2年	2	2	8	0	0	12
令和元年	6	2	14	0	0	22

(5) 時間帯別発生件数 昼間 10件 夜間 2件

	0～6時	6～12時	12～18時	18～24時	計	
令和2年	0	3	7	2	1	2
令和元年	4	5	7	6	2	2

(6) 第1当事者の年齢層別

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	1	7	4	12
令和元年	0	1	12	9	22

(7) 高齢死者の内訳 本年 7人 前年 14人

ア 昼夜別

	昼	夜	計
令和2年	5	2	7
令和元年	9	5	14

イ 状態別

	歩行者	自転車	車両等運転中	その他	計
令和2年	2	1	4		7
令和元年	5	2	7		14



安全運転管理者の皆さんへ

～安全運転をつくろう～

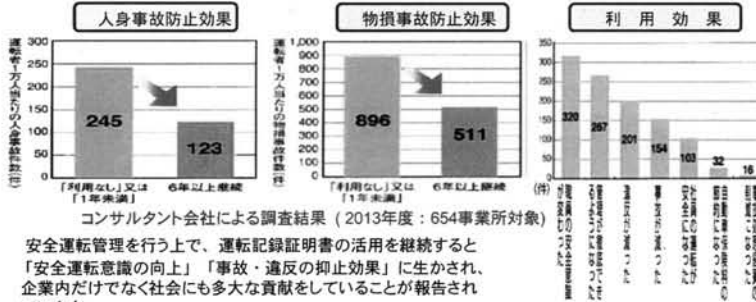
1 運転記録証明書の活用で事故・違反ゼロ!!

◆ 運転記録証明書の内容

過去5年、3年、1年間の交通事故・交通違反・行政処分等について証明します。

◆ 交通事故・違反の防止効果

継続的な活用がより高い効果を生み出します。



運転記録証明書を活用することで、組織のウイークポイントの発見と理論的な対策、安全運転者の激励など、管理者の業務が充実したものとなります。

◆ 証明書の申し込み方法

○事業所では、社員から委任を受けて、証明書の一括申請ができます。
(鳥取県トラック協会では、会員事業所の申請手数料の助成を行っております(ドライバーのみ))

102-0084	整理番号	200611228			
東京都千代田区二番町3番地 建築スタジオ 日本太郎					
見本					
運転記録証明書					
申請者	氏名	日本太郎			
	生年月日	昭和36年1月10日			
	免許証番号	301123415678100			
事項	行政処分の有無	0回	累積点数	3点	
	年月日	内容			
	平成26年7月29日	安全運転義務違反(軽微事故)			6点
	平成26年8月30日	停止30日(短縮29日)			—
	平成27年5月18日	信号無視(赤色等)			2点
	平成28年6月16日	道幅超過(20以上25未満)併走			2点
	平成29年3月1日	座席ベルト装着義務違反			1点
	以下余白				
備考					
平成29年4月1日現在の過去5年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。					
平成 29 年 4 月 1 日					
自動車安全運転センター				印	
○○○事務所					



総合的な自動車安全運転の教習施設

- 平成3年5月に開所し、東京ドーム約20個分もの広大な世界でもトップレベルの教習施設です。
- 一般道路では試すことのできない緊急制動・緊急回避、危険の予測など「危険な運転」を「安全に研修」できます。
- 運転技術に習熟した実技教官、運転理論に精通した理論教官によって、実技と理論が一体となった総合的な研修を行います。



自動車安全運転センター鳥取県事務所

お問い合わせ

〒680-0841 鳥取市吉方温泉2丁目501-1 (鳥取県運転免許センター内)

TEL 0857-50-1288 FAX 0857-25-1733

鳥ト協第3回理事会開催状況

10月2日(金)鳥ト協令和2年度第3回理事会を鳥取市内のホテルモナーク鳥取で開催されました。

会議の冒頭に、川上会長から今回退任された奥田繁吉理事(日ノ丸西濃運輸(株))へ、当協会の役員として永年にわたり貢献されたということで、感謝状と功労金の伝達がありました。

会議では、川上和人会長から挨拶があったのち、川上会長を議長に選出し、議事に入りました。審議事項として議案9件、報告事項6件について熱心に審議され、第4号議案令和3年度運輸事業振興助成交付金予算要求について熱心に審議され、承認されました。その他の議案についても、それぞれ原案通り承認されました。

主な審議事項は次の通り。

(鳥ト協)

- 第1号議案 令和2年度鳥ト協専門委員会委員の承認について
- 第2号議案 令和2年度運輸事業振興助成補助金の変更申請について
- 第3号議案 令和2年度運輸事業振興助成事業の執行状況及び予算流用について
- 第4号議案 令和3年度運輸事業振興助成交付金予算要求について
- 第5号議案 ヤマト・スタッフ・サプライ(株)に係る適性診断(一般診断)受診料助成について
- 第6号議案 高校1年・2年生を対象とした人材確保対策について
- 第7号議案 運送業界(トラックドライバー)の人材確保に向けた広報取組みについて
- 第8号議案 鳥ト協定款24条に基づく業務報告について(5~9月)
- 第9号議案 鳥ト協「第6回理事会」開催日程(案)について

(陸災防)

- 第1号議案 令和2年度陸災防鳥取県支部長表彰の推薦について(案)

(報告事項)

1. 鳥ト協 「標準的な運賃」普及セミナーの開催について
2. 厚労省 「働き方改革関連法に関する説明会」の開催について
3. 鳥ト協 令和2年度トラックの日の取組状況について
4. 陸災防 陸災本部長令和2年度安全衛生表及び優良フォークリフト等運転者表彰の決定について
5. トラックドライバーの求人と採用に関するアンケート結果について
6. 鳥ト協第4回理事会及び令和3年度鳥ト協通常総会の開催予定について



挨拶をする
鳥ト協 川上会長



挨拶をする
退任された奥田理事



理事会の様子



議事を進める川上議長



熱心に議事を審議する理事の皆さん



「トラックの日」イベント盛大に開催

全国規模で取組んでいる10月9日の「トラックの日」にちなんで鳥ト協では各会員事業所周辺の道路清掃として「クリーン作戦2020」を、西部地区では米子道の大山パーキングにて街頭広報を展開いたしました。

東 部 地 区

クリーン作戦2020（各事務所周辺）

因伯通運(株)鳥取周辺
令和2年10月12日(月) 参加者10名



(一社)鳥取県トラック協会周辺
令和2年10月13日(火) 参加者7名

西 部 地 区

トラックの日街頭広報（米子道大山パーキングエリア）

令和2年10月9日(金) 参加者13名



挨拶をする 西部地区連絡協議会 属会長





ドライバーに安全運転PR

鳥取県警高速隊と県トラック協会は、米子道の大山パーキングエリア（伯耆町久古）で「トラックの日」の9日に交通安全広報を行った。ドライバーに輸送事業の重要性や安全運転をPRした。

約20人が参加し、トラックの運転手らにチラシや高速道路上の危険箇所をまとめたマップ、啓発グッズを配布し、全席のシートベルト着用などを呼び掛けた。

県トラック協会の川上和人会長は「物流の9割以上をトラックで運んでおり、事故も大規模になり得る。安全運転を再認識してもらい、事故を1件でもなくしたい」と話した。

（戸田大貴）

2020年(令和2年)10月22日(木) 日本海新聞

トラックドライバーの求人と採用に関するアンケート調査の集計結果について

(一社) 鳥取県トラック協会

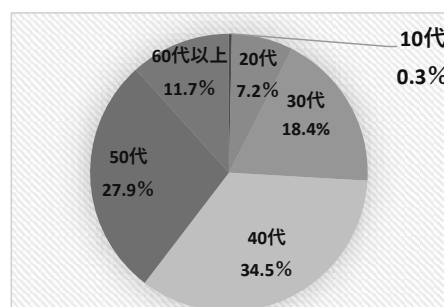
回 答 315 事業所中 182 事業所 回答率 57.8 %
 調査期間 令和 2 年 4 月 2 日～6 月 15 日

Q 1 貴事業所のドライバーについて現在の状況を伺います。

	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	計
男 性	10	225	590	1087	887	373	3172
女 性	1	7	6	28	17	5	64
全 体	11	232	596	1115	904	378	3236
全体比率	0.34%	7.17%	18.42%	34.46%	27.94%	11.68%	

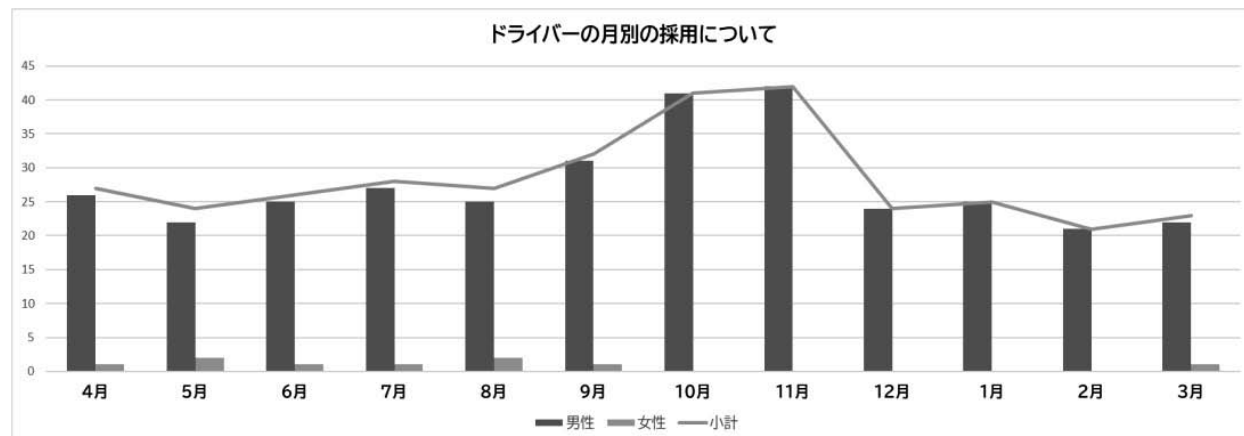
男女比 男性 98.0 % 女性 2.0 %

- トラックドライバーの構成は98%が男性であり、女性の活躍が進んでいる昨今においても女性の就業は低い状態である。
- ドライバーの年齢層は男性・女性ともに40代が最も多く、50代と60代以上で全体約4割を占めており、将来の中核となる20代～30代のドライバーは男性では1/4程度、女性では1/5程度に過ぎず、ドライバーの高年齢化が深刻になっている。



Q 2 - (1) 貴事業所の昨年度 (H 31.4.1 ~ R 2.3.31) のドライバーの採用時期について伺います。採用のあった月に人数を記入してください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
男性	26	22	25	27	25	31	41	42	24	25	21	22	331
女性	1	2	1	1	2	1						1	9
小計	27	24	26	28	27	32	41	42	24	25	21	23	340



Q 2 - (2) 貴事業所の今年度 (R 2 年 4 月) 新卒採用者及び昨年度採用の卒業後 3 年以内のドライバーについて伺います。採用時の所持免許、男女別の採用人数を記入してください。

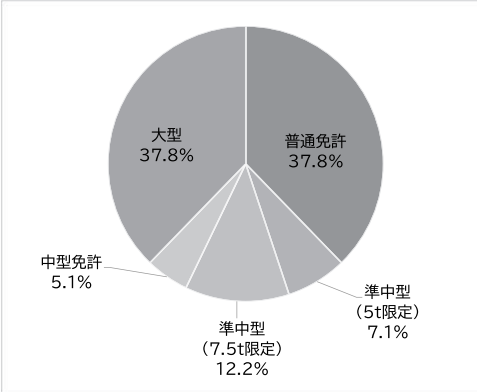
採用時所持免許

	普通免許	5t 限定	7.5t 限定	中型	大型	小計
男 性	36	6	10	5	37	94
女 性	1	1	2			4
総 計	37	7	12	5	37	98
比 率	37.8%	7.1%	12.2%	5.1%	37.8%	

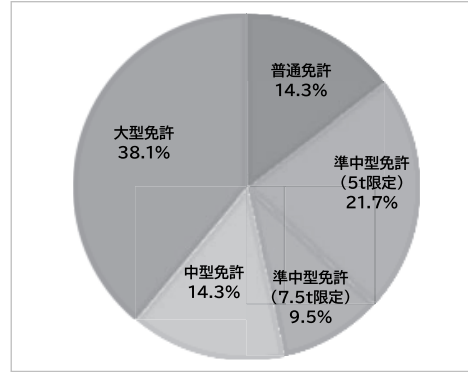
Q 2 - (3) 貴事業所で採用した今年度（R 2年 4月）新卒採用者及び卒業後3年以内のドライバーで入社後取得した免許、男女別の人数を記入してください

	普通免許	5t 限定	7.5t 限定	中型	大型	小計
男性	3	5	2	3	8	21
女性	0	0	0	0	0	0
総計	3	5	2	3	8	21
比率	14.3%	21.7%	9.5%	14.3%	38.1%	

採用時所持免許



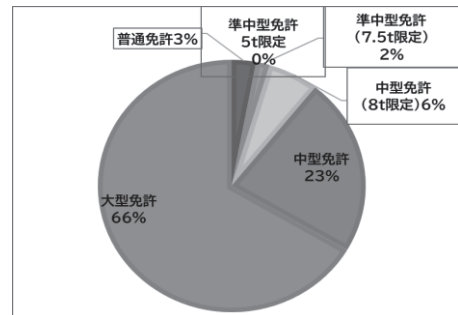
入社後取得免許



Q 3 貴事業所で現在不足しているドライバーの人数について伺います。

免許種別	普通免許	5t 限定	7.5t 限定	8t 限定	中型	大型	総計
不足人数	7	0	4	15	55	161	242

●大型免許を所持したドライバー不足が特に顕著であり、中型免許所持者も合わせると不足している人数全体の約9割にのぼる。



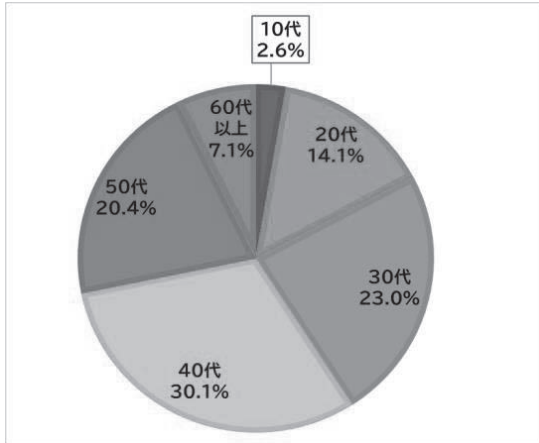
Q 4 貴事業所の昨年度（H 31.4.1～R 2.3.31）のドライバー求人数、応募者数、採用者数及びその年齢層と性別について伺います。求人をしなかった場合は求人数の欄に「0」と記入してください。なおハローワーク等への求人を行わず、直接雇用した場合は、その雇用者数を求人数と応募者数に加えてください。

求人数	395	応募者総計	495	採用者総計	313	女性採用比率	3.50%
求人に対する応募者比率	125.3%	求人に対する採用者比率	79.2%	応募に対する採用比率	63.2%		

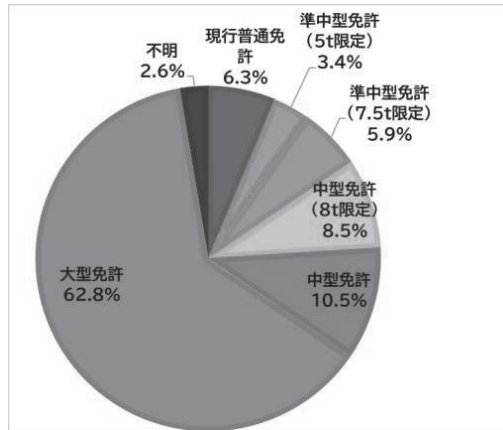
応募者		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	総数
	普通免許	7	9	5	5	4	1	31
	準中型免許 (5t 限定)	3	8	5	1	0	0	17
	準中型免許 (7.5t)	3	9	5	8	4	0	29
	中型免許 (8t 限定)	0	2	15	11	10	4	42
	中型免許	0	11	14	13	9	5	52
	大型免許	0	31	70	111	74	25	311
	不明							13
総計	13	70	114	149	101	35	495	

採用者		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	うち女性	総数
	普通免許	6	8	3	3	2	0	0	22
	準中型免許 (5t)	3	3	2	0	0	0	0	8
	準中型免許 (7.5t)	3	6	6	5	3	0	0	23
	中型免許 (8t 限定)	0	2	12	7	5	2	0	28
	中型免許	0	3	6	6	1	0	1	17
	大型免許	0	27	46	75	43	11	10	212
	不明								3
総計	12	49	75	96	54	13	11	313	

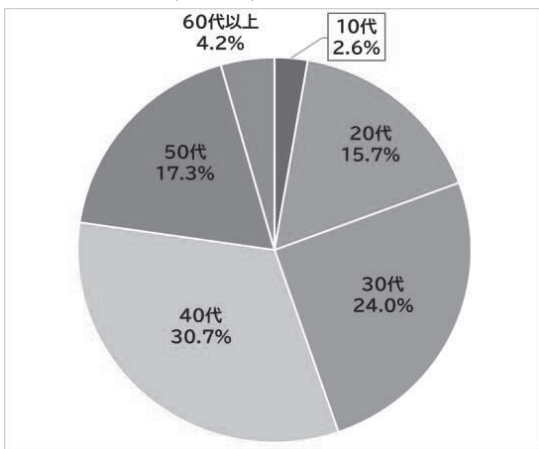
応募者の内訳（年齢別）



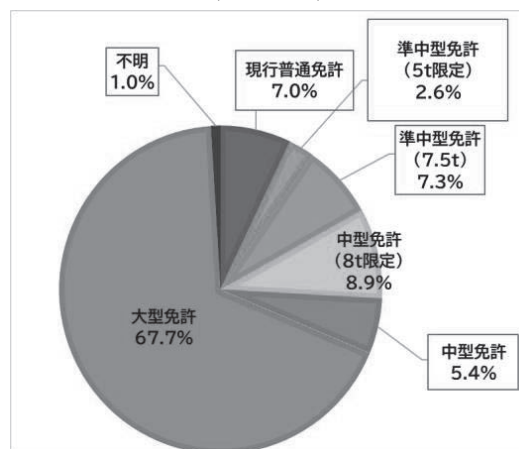
応募者の内訳（免許種別）



採用者の内訳（年齢別）



採用者の内訳（免許種別）

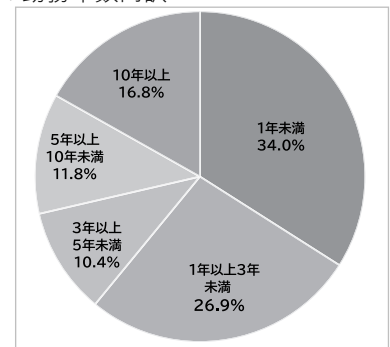


- 応募者、採用者ともに 40代が最も多く次いで 30代が多い。
- 10代、20代の応募者は約 16%と依然低い傾向にあるが採用実績は約 73%と高い。
- 免許種別では大型免許所持者の応募者、採用者が最も多く、次いで中型免許の採用が多い。
- 昨年と比較すると準中型免許の応募者及び採用者は大幅に増加した。
【昨年の応募者 4名→29名(25名増) 昨年の採用者 4名→23名(19名増)】

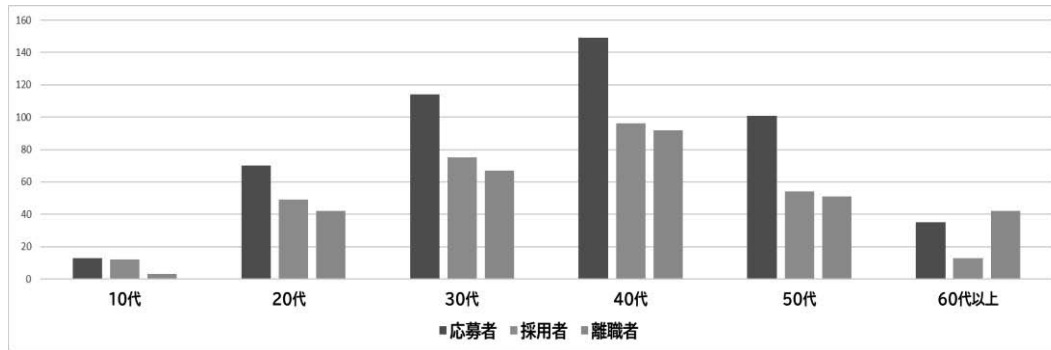
Q5 貴事業所の昨年度(H31.4.1～R2.3.31)のドライバーの離職者数の勤務年数と年齢層、性別について伺います。

勤務年数 / 年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	小計
1年未満	1	20	26	28	15	11	101
うち女性	1		1				
1年以上3年未満	2	14	23	26	13	2	80
うち女性							
3年以上5年未満	0	7	4	11	4	5	31
うち女性							
5年以上10年未満	0	0	8	16	5	6	35
うち女性				1			
10年以上	0	1	6	11	14	18	50
うち女性							
小計	3	42	67	92	51	42	297
うち女性	1		1	1			3

離職者の勤務年数内訳



- 10代から40代に共通して1年未満及び1年以上3年以内の離職が多くドライバーの中核となるべき年齢層の定着が課題となっている。
- 50代、60代以上では10年以上の離職者の割合が目立つようになる。



Q 6 - (1) 昨年度採用したドライバーについて伺います。採用したドライバーの貴事業所に入社した主な動機を該当するものに○をつけてください(複数回答可)

①給料が前職よりも増加するため	48
②ドライバーになりたかったから	43
③業務内容があっていたから	61
④休日が多くなる、残業が少なかったから	16
⑤福利厚生がよかったから	9
⑥キャリアアップできるから	2
⑦会社の雰囲気よかったから	30
⑧企業理念に共感したから	5

⑨その他

- ・山陰両県の運送であり長距離が無い
- ・毎日家に帰れるため

Q 6 - (2) 昨年度採用したドライバーの前職について伺います。該当するものに○をつけてください。

その他内訳

①運輸業	220人
②小売業	33人
③建設・建築業	38人
④事務職	6人
⑤製造業	33人
⑥その他	11人

サービス業	4人
不明	2人
農家	1人
飲食業	1人
無職	1人
介護職	1人
スポーツクラブ	1人

Q 6 - (3) 退職したドライバーについて伺います。過去3年間で退職したドライバーの主な退職理由を該当するものに○をつけてください。

①給与関係の問題	42
②業務内容関係の問題	54
③キャリアアップ関係の問題	7
④休日、残業関係の問題	15
⑤福利厚生関係の問題	0
⑥会社の雰囲気関係の問題	18

⑦その他

一身上の都合・定年退職・家庭の事情により退職・積み込む計算厳しかった・運転手間の人間関係・心臓病のため運転手が出来なくなったため・体調不良、病気のため・視力低下による運転不安・家庭の事情・農業へ転職(家業を継ぐため)・家業の継承・ドライバー以外への職種への転職・知人の会社への移動・体力的な問題(年齢とともに体力が落ちてきたため)・親の介護・プライベート時の事故により休職期限切れのため・勤務態度及び他のドライバーとの人間関係・やりたいことが見つかったから・運転時間等の問題から運行に出れないことで退職・会社都合・退職者の復職のために退職勧奨したところ応じたため・思っていた以上に仕事がきつかったため・私生活の問題・定年延長後のため・体力の限界・年齢による自主退社・一部作業(フォークリフト)が人並みに上達しなかったため自信を失い退職

Q6-(4) ドライバー確保のための対応が求められるようになりましたが、貴事業所では、どのような対応をされていますか、また今後される予定ですか。該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

①基本給をアップした	41	②非正規を正規雇用に変更した	16
③勤務形態を見直した	16	④女性用トイレ・更衣室等を整備した	5
⑤勤務時間の削減・休日の増加	79	⑥若年者雇用のための準中型免許対応車の導入	8
⑦定年の延長	38	⑧自社による免許、資格等の取得の助成制度	64
⑨広報媒体の活用	31		

具体的な施策

- ①について 基本給3～20%アップ(複数の事業者から回答あり)
 ③について 残業時間や作業内容の確認、カーゴ・パレット荷で荷役作業の軽減、休日勤務は50%増しにした。
 ⑤について 短時間ドライバーの増員、時間外・深夜勤務を1年を通じてなくした。
 ⑦について 60才→65才 70歳まで希望で延長可能にした。
 ⑩その他

・新人(運送の経験の無い人)でも安心して働けるように親切丁寧な指導を心掛けている。女性のドライバーも大歓迎している。
 ・決算時利益還元賞与の継続・給与形態の変更(賞与、退職金の前払い制度)・賃金形態の見直し・安全奨励金の導入・固定残業手当の支給により基本給の増額
 ・社内風土の改善(働きやすい・風通しの良い会社)・顧客からの取送料金のアップ・施設の新設、リフォームなどで職場環境の整備・トレーニングルームなどを設けドライバーの健康増進を図っている・転職奨励金 紹介料制度・非正規雇用から正規への雇用替え制度の導入

●勤務時間の削減・休日の削減が最も多い回答であった。次いで自社による免許、資格等の取得の助成制度、基本給のアップとなっている。

Q7-(1) 下記のA～Eの方を今年度中にドライバーとして採用する予定はありますか。あてはまるものに○をつけてください。

A. R2年3月新卒者			B. 卒業後3年以内程度の者			
①ある	15	②ない	105	③検討中	26	
①ある	40	②ない	77	③検討中	34	
C. 準中型免許(7.5t限定)を持っている者			D. 中型免許以上(8t限定)を持っている女性			
①ある	46	②ない	80	③検討中	25	
①ある	37	②ない	83	③検討中	27	
E. 60才以上の中型もしくは大型免許を持っている者						
中型	①ある	29	②ない	90	③検討中	29
大型	①ある	17	②ない	101	③検討中	23

Q7-(2) 下記のAまたはBの方をドライバーとして採用する場合、卒業するまでにまたは、入社するまでに準中型以上の免許の取得を求めますか。該当するものに○をつけてください。(予定で構いません)

A. R2新卒者の準中型免許の取得					
①求める	17	②求めない(入社後に取得させる)	36	③検討中	24
B. 卒業後3年以内程度の者					
①求める	14	②求めない(入社後に取得させる)	47		
③中型免許の取得を求める	10	④大型免許の取得を求める	24		

Q8-(1) Q7-(1)で「ない」と回答した事業所に伺います。採用しない理由は何ですか。該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

①ドライバーが足りているため	53	②準中型免許では自社のトラックを運転できないため	23
③入社後に準中型免許を取らせる予定が無いため	5	④業務内容上勤務が難しいと思うため(女性・60才以上)	23

⑤その他

・コロナウイルスによる業務減少のため・学校求人を出していないため
 ・定年が60才のため・60歳以上は安全のため大型以外の車両に乗せる
 ・ドライバーとして採用しないため
 ・コロナウイルスの影響で物量が減少中であり採用を見合わせているため

Q 9 貴事業所の「働き方改革」に伴う取り組みについて伺います。下記に該当するものに○をつけてください
(複数回答可)

①残業恒常化の要因と分析と対策	45	②業務内容の見直し	86
③業務改善システムの導入	16	④年次有給休暇の計画的付与	124
⑤長時間労働者の面接指導	21	⑥産業医等の活用	27
⑦協力会社への依頼	42	⑧手当での増額、給与のアップ	63

⑨その他

- ・高速道の使用による労働時間の短縮
- ・仕事がある時が忙しいのであまり忙しくない

Q 10 人材確保(若者・女性)対策、コロナウイルスによる採用の取消・延期等の状況初任者運転教育、運賃料金問題などお考え、ご意見、ご提案などがございましたら自由にご記入ください。

- ・鳥取市内で受講が困難なために米子や岡山県の講習に行かしているのでフォークリフトの講習機会を増やしてほしい。
- ・大型免許取得の助成金の金額を増やしてほしい
- ・若者が大型免許まで取得したいと思うような仕組みがあればよいと思う。魅力ある業界にするにはどうすればよいのか真剣に考えなければならない。
- ・2020年に入り、徐々に仕事量が減り、売り上げに影響が出ている。高速道路の無料開放や軽油引取税等の大規模な政策を期待
- ・コロナウイルス対策 マスク・消毒液の不足 他県のように無料配布を求める
- ・運送業以外の他の業種からの入社希望はまず小型や2トンから乗務させスキルアップを図っている。
- ・運転者の指導、監督のための指導 1366号初任運転者教育時DVDで対応できるものがあれば助かる
- ・運転免許取得による助成金・乗務員対象の安全教育を開催してほしい(エコドラ以外で)
- ・運賃が上がれば給与水準も上がります。給与が増えれば多少労働時間が伸びても人材は集まります。
- ・運転手の待遇改善のため、適正運賃を収受できるように、業界全体で最低運賃を底上げし、荷主に対し強制力を持って対応できるようにすることを期待します。
- ・ダンプ業務に関する運賃の計算方法などのセミナーを開催してほしい
- ・コロナウイルスによりかなりの影響が出てますが予防対策に取り組み、困難を乗り越えたい。人材確保には困難な状況であり、情報を協会から届けてもらいたい
- ・既存の職員(特に事務職員)の時短の対応が緊急の最重要課題として取り組んでいる。
- ・セミナーの希望は特別ありませんが、運賃の設定が一般的なものと違っており、こちらの交渉力がない。荷主の一方的な提示になってしまい、収益の面では困っています。

アンケートのご協力ありがとうございました。

鳥取調べ ドライバー雇用環境

3年以内離職が6割

定着むけ時短・休日増加

【鳥取】鳥取県トラックの助成制度(41事業所、協会(川上和人会長)が全事業所を対象に行った、ドライバーの求人と採用に関するアンケート)によると、採用から数年以内に離職する若年層が多く、各社が人材確保のために労働環境改善に取り組んでいる。結果を2日の理事会で報告し、会報の11月号で詳しく公表する。

315事業所にアンケート用紙を送り、4月2日～6月15日の期間中、182事業所が回答(回答率57.8%)した。

2019年度のドライバーの離職者は合計297人で、このうち入社から1年未満で退職した人は101人(34.0%)、1年以上3年未満で離職した人は80人(26.9%)、6割以上が3年以内に離職しており、中でも10～40代の若年層による早期離職が目立った。ドライバー確保の対策(複数回答)では「勤務時間の削減、休日の増加」が79事業所で最多、「自社による免許・資格などの取得

「基本給のアップ」(41事業所)、「定年の延長」(38事業所)などが続いた。具体的には、短時間ドライバーの増員や時間外・深夜勤務の廃止、基本給の3～20%アップ、荷役作業の軽減などが挙げられた。

働き方改革に伴う取り組み(複数回答)としては、多い順から「年次有給休暇の計画的付与」(24事業所)、「業務内容の見直し」(86事業所)、「手当の増額、給与アップ」(63事業所)、「残業恒常化の要因分析と対策」(45事業所)、「協力会社への依頼」(42事業所)などとなっている。

前田裕明専務は「結果から、各社が魅力ある職場づくりに努力している状況などを把握できた。今後の広報活動や助成制度、セミナーに生かしていきたい」と説明し、同様のアンケートを毎年実施していくことも検討している。

(矢野孝明)

2020年(令和2年)10月20日(火) 物流ニッポン



2020年(令和2年)10月19日(月) 日本流通新聞

試乗体験オープンカンパニーに参画

鳥ト協では令和2年10月17日(土)鳥取市のイナバ自動車学校で一般の求職者を対象に、運送業の魅力を伝えるオープンカンパニーに参加しました。

本事業は今年度より鳥取商工会議所の呼びかけで、トラック、バス、タクシーの業種の垣根を越えて、普段の生活の身近にある運送業のことを知ってもらい、運送業界の魅力を感じてもらう機会を設けることを目的に鳥取市内で2回目の開催となりました。

当日はトラック協会より日ノ丸西濃運輸(株)、因伯通運(株)、日本通運(株)の3社に参加協力を頂き、トラック運送業の業界説明並びに仕事の魅力紹介を行い、イナバ自動車学校の車両を使用してトラック、バス、タクシーそれぞれの試乗体験、事業用の車両の展示、各社就職相談ブースを設けて個別に会社の紹介を行いました。

当日は女性2名を含む10名が参加し、熱心に試乗体験、就職相談を行って頂きました。



挨拶をする 鳥取商工会議所
運送業小委員会 浦本委員長



業界説明をする
日ノ丸西濃運輸(株) 森岡氏



仕事の魅力紹介を行う
日本通運(株) 森田氏(女性ドライバー)



就職相談ブースの様子



事業用車両の展示で説明



若者、女性にも働きやすさPR
鳥取で運送業体験企画

運送業のドライバー不足解消に向けたセミナー「運送業オープンカンパニー」(運送業界応援プロジェクト)実行委員会主催が17日、鳥取市里仁のイナバ自動車学校で開かれた。参加者は乗車体験を通じ運送業界の仕事の魅力を体感した。

参加者
バスを運転を体験する
ドライバー大足が深刻な運送業界への就職を考えたという、若手や女性の人材を確保しようと鳥取商工会議所と県、中国運輸局、業界団体が開いた。企業の採用担当者が労働条件や福利厚生に参加者に説明。トラックの現役の女性ドライバーは「車中泊はただけじゃなくて帰りの仕事もある。なな、働きやすさをアピールした。乗車体験では教育指導員に教わりながらバスやトラック、UDタクシーなどを運転。琴浦町丸尾の会社員、丸山佑未さん(26)は「トラックは車中泊もきついイメージだったが女性でも働ける環境だ」と話していた。(西田周平)

2020年(令和2年)10月22日(木) 日本海新聞

イベント参加 運送業をPR
鳥ト協

【鳥取】鳥取県トラック協会(川上和人会長)は17日、地元経済団体などが企画したドライバー職をPRするためのイベントに参加した。トラック、バス、タクシーの業界が垣根を越え、市民生活に身近な運送業の魅力を伝えるため、鳥取市里仁のイナバ自動車学校で開かれた。参加者は乗車体験を通じ運送業界の仕事の魅力を体感した。昨年から始まった事業。「乗車体験! 運送業オープンカンパニー」と銘打ち、鳥取市のイナバ自動車学校を会場に3業界の企業と車両が集結。トラック業界からは、因伯通運(浦本知彦社長、鳥取市)、日ノ丸西濃運輸(仲馬宏政社長、同)、日本通運(藤田隆之社長、鳥取市)の各社が協力した。運送会社への就職を希望する、女性2人を含む10人が来場。トラック運送体験会では、美術品輸送専用車両などに乗車展示したり、運転席の視界の高さについて説明がなされた。また、ドライバーが仕事の内容などを説明した。鳥ト協では「1人でも多くトラックに関心を持ってもらうよう、来年度も開催されることを期待する」としている。(矢野孝明)

2020年(令和2年)10月27日(火) 物流ニッポン

小学生を対象にした学校キャラバン隊に参画

令和2年9月29日(火)鳥取市立富桑小学校の5・6年生47名を、令和2年10月6日(火)鳥取市立若葉台小学校の6年生49名を対象に、運送業の魅力を伝える学校キャラバン隊に参加しました。

本事業は昨年度より鳥取商工会議所の呼びかけで、トラック、バス、タクシーの業種の垣根を越えて、普段の生活の身近にある運送業のことを知ってもらい、運送業界の魅力を感じてもらう機会を設けることを目的に鳥取市内小学校での開催となりました。

トラック協会では、日本通運(株)、日ノ丸西濃運輸(株)の協力頂きトラックを学校前庭に用意し、各種運送業が日常生活に不可欠な仕事である事の説明を行った後、参加各社の担当者や現職ドライバーの方から仕事の楽しいところなどについて説明を行ったところ、説明後の質問も多数有り、楽しく運送業の事を学習してもらいました。

続いて各種車両に触れる体験として、参加生徒に荷台や運転席・助手席への体験乗車を行いました。

参加生徒にとって貴重な体験となったことと思われまます。



挨拶をする
涌本鳥取商工会議所 運送業小委員長



仕事の説明をする
日ノ丸西濃運輸(株) 稲田氏



トラックの説明をする
日本通運(株)鳥取事業所 山根氏



講演等の状況



トラックの説明をする
日ノ丸西濃運輸(株) 平野鳥取支店長

運送業に関心持って

豊桑小 トラック操作体験

トラックやタクシー、バスといった運送業界への関心を高めてもらうための特別授業が29日、鳥取市西門町の市立富桑小学校であった。5、6年生44人が日常生活を支える仕事の魅力に触れた。

日本通運鳥取支店(鳥取市湖山町東5丁目)の山根篤弘さん(44)は、児童が使うノートやペンをトラックで運んでいると明かし、「皆さんの生活に役立っている」と胸を張った。

児童たちは同社のネットトラックの運転席でハンドルを握り、後方を確認できるバックモニターや、4人家族分の荷物を収納できる引っ越し用荷台も見学した。

6年生の下田里奈さん(11)は「自分たちの生活に役立っていることを実感でき、運送業に興味があった」と話した。

運送業界の有求人倍率は3・10倍で、企業種別は45倍より1・倍超高く、特別授業を企画した運送業界応援プロジェクト実行委員会の委員長で因白通運同市南米町の涌本知彦社長(58)は「一人で多くの子どもたちが業界に関心を持ち、将来的に就職してくれたらうれしい」と願った。

(桑田 広大)

2020年(令和2年)9月30日(水) 山陰中央新報

大型車乗り込み 役割や魅力学ぶ

運送業キャラバン隊 鳥取・若葉小訪問

運送業界の役割や魅力を知ってもらうため、鳥取市立若葉台南2丁目の若葉台小を訪れた。6年生49人が、トラック、バス、タクシーの運転手からじかに心傳を教わる学習や乗車体験を通じ、運送業の仕事について学んだ。

鳥取商工会議所、県トラック協会、県ハイヤータクシー協会、県バス協会、行政で働く運送業界応援プロジェクト実行委員会企画。若年者の運送業への関心を高め、就業促進、魅力発信を目的に昨年度から実施している。

乗車体験では、児童が大型バスやユニバーサルデザインタクシー、大型トラックなどの運転席に乗り込んだ。目を輝かせながら、ドアの開けやスロープ、無線通信などの仕組みを間近で観察。「トラックやバスの名前由来は「1」で走らせたい」と話した。

「1」は「1」で走らせたいと話した。中学生在に運送業の魅力をうれしく話した。

「学校キャラバン隊」小養存に就任して、今年9月から継続実施している。12月3日にそれぞれ鳥取市、日本通運鳥取支店が市の別の小学校で行われた。

(桑本 妙子)

2020年(令和2年)10月7日(水) 日本海新聞

運送事業の魅力伝え

トラック試乗&荷台見学

鳥ト協 学校キャラバン隊

「鳥取」鳥取県トラック協会(川上和人会長)「自分たちの生活に役立つ仕事を高めてもらうための特別授業」が29日、鳥取市立富桑小学校で出前授業が行き、運送業に興味を持った。鳥ト協のほか地元「た」など、このプロジェクトが連携して、トラック実行委員長を務める経済団体、鳥取運輸支局、また、このプロジェクトが連携して、トラック実行委員長を務めるツクヤバス、タクシー業 因白通運(鳥取市)の涌田のドライバー確保を本知彦社長は「1人でも多くの子供が、将来の「学校キャラバン隊」小養存に就任して、今年9月から継続実施している。12月3日にそれぞれ鳥取市、日本通運鳥取支店が市の別の小学校で行われた。

(桑本 妙子)

2020年(令和2年)10月16日(金) 物流ニッポン

鳥ト協「標準的な運賃」普及セミナー開催される（東部地区）

鳥取県トラック協会は全日本トラック協会との共催で鳥取市のとりぎん文化会館において、本年4月に国土交通省から告示された「標準的な運賃」の考え方やその適用方法などについて会員事業所に普及を図り、荷主等との交渉に活用いただくためのセミナーを開催いたしました。

セミナーでは中国運輸局鳥取運輸支局の久保 博嗣 首席から「標準的な運賃」の趣旨、目的、概要等についての説明があり、続いて㈱日通総合研究所の金澤 匡晃 氏から「標準的な運賃」を活用する場合の運賃料金変更届け出書の作成方法や、運賃活用の際の適用ルールとなる運賃料金適用方の作成等についての具体的な説明が行われました。

日 時	会 場	参加人数
令和2年10月14日(水) 13:30～16:30	とりぎん文化会館 第一会議室 鳥取市尚徳町101-5	46名

— 内容 —

「標準的な運賃」の告示の概要について

講師：中国運輸局鳥取運輸支局 首席運輸企画専門官 久保 博嗣 氏

「標準的な運賃」の告示内容及び活用方法について

講師：株式会社日通総合研究所 プリンシパルコンサルタント 金澤 匡晃 氏



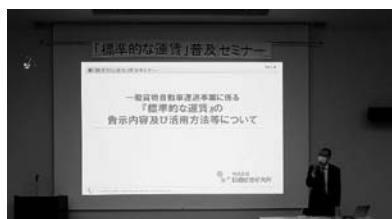
挨拶をする
鳥ト協 前田専務



「標準的な運賃」の概要等について説明する
鳥取運輸支局 久保首席



告示内容及び活用方法について説明する
㈱日通総合研究所 金澤氏



セミナー会場の様子



参加者の皆さん

鳥ト協 原価意識実践セミナーを開催

さる10月9日、鳥取県トラック協会と全日本トラック協会の共催により、東伯郡琴浦町のまなびタウンとうはくにおいて「原価意識実践セミナー」を開催いたしました。

今回のセミナーは、生産性と収益力の向上のために原価計算を活用できるようにすることを目的とし、講師に日本PMIコンサルティング㈱代表取締役社長 小坂真弘 氏を迎えてご講演いただきました。セミナー参加者はさまざまな事例による原価計算の方法を学びました。セミナーの中で小坂先生は「標準的な運賃の基礎となる原価計算の基本演習、原価計算をしっかりと身につけて運賃交渉の武器としてほしい」と述べられ、原価計算の重要性を強調されました。

セミナーの概要は以下のとおり。

地区	日時	会場	参加人数
中部	令和2年 10月9日(金)	まなびタウンとうはく 研修室(東伯郡琴浦町徳万266-5)	13人

— 内 容 —

1. 原価計算の基礎(基礎編)
2. 原価計算の実践(実践編)
3. 標準的な運賃の考え方をういた原価計算結果の活用(活用編)



開会挨拶をする
鳥ト協 前田専務



熱心に電卓で計算をする
参加者の皆さん



日本PMIコンサルティング㈱
代表取締役 社長 小坂真弘氏

エコドライブ講習会を開催（西部地区）

さる10月3日、西部地区でいすゞ自動車中国四国㈱と岡山県貨物運送㈱米子主管支店の協力のもと、「エコドライブ講習会」を開催しました。

講習会では、まず受講者全員に通常走行をしてもらい、燃費を計測しました。続いて座学で発進・加速でのアクセルの踏み過ぎやギア位置による燃費の違い、燃費を節約できる減速の方法など、エコドライブについて講義を受けた後、会場周辺の道路をエコドライブで実際に走行してもらい、燃費を計測しました。

エコドライブ走行での燃費を通常走行での燃費と比較した結果10.0～52.2%の燃費向上が見られ、受講者はエコドライブ運転の必要性を認識して講習会を終了しました。

講習会の状況は次のとおりです。

1. 地区別実施状況

区分	開催日	開催場所	受講人員
西部地区 (2t車使用)	10月3日(土)	岡山県貨物運送㈱米子主管支店・周辺道路 米子市流通町430-13	15

2. エコドライブ運転・燃料費節約効果及びCO2削減効果(年間期待効果)

2トン車使用の全体平均値(15名)西部会場

	通常運転	エコドライブ	燃費向上率
燃費(km/L)	7.61	9.57	25.7%

(年間走行距離：70,000km、燃料単価)：100円/L、保有台数：24台の場合)

年間の 燃料消費量	通常運転	(年間走行距離÷通常運転燃費)×保有台数	220,752 L
	エコドライブ	(年間走行距離÷エコドライブ運転燃費)×保有台数	175,560 L
年間燃料費節約量	通常運転消費量－エコドライブ消費量		45,192 L
年間燃料費節約金額	年間燃料節約量×燃料単価		4,519,200円
年間CO2削減量	年間燃料節約量×2.58		116.7ト
杉の木換算本数	年間CO2削減量÷14.4		8,101本



挨拶をする
鳥ト協 前田専務



挨拶をする
米子支店 手嶋支店長



座学の様子



エコドライブについて講義をする
白草講師



エコドライブでの走行



陸災防「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」開催される

さる10月20日、陸災防鳥取県支部は、倉吉市の新日本海新聞社中部本社ホールにおいて、「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」を開催し、30名が受講しました。

研修会に先立ち、陸災防鳥取県支部の前田事務局長より開会挨拶された後、鳥取労働局健康安全課課長平井美敏氏より陸運業における労働災害についての説明があり、陸災防本部の堀野弘志安全管理士からトラック荷台での積荷の安全・適切な固定・固縛作業についての講習がありました。

研修会の中では、積付け・固縛危機の取り扱いについて説明した後、それに起因する労働災害の具体的事例をDVD等を活用した映像資料等を交えながら取り上げ、労働災害防止対策にむけた注意事項について解説がありました。怪我の原因として慣れた作業から来る油断、積付け・固縛機器の経年劣化や誤った使用方法であり、作業前の点検と作業前の手順の確認、手順に沿った作業が大変重要であることを強調されました。

日 時	会 場	参加人数
令和2年10月20日(火) 13:30～16:30	新日本海新聞社 中部本社ホール 倉吉市上井町1丁目156	30名

— 内 容 —

鳥取労働局健康安全課 課長 平井 美敏 氏
陸運業における労働災害の状況等について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 安全管理士 堀野 弘志 氏
高齢労働者の労働災害防止対策について(高齢者ガイドラインの概要)
積付け・固縛機器取り扱いの注意
荷締機の不備による労働災害及びその対策
荷役作業安全ガイドラインの概要



陸運業における労働災害について説明をする
鳥取労働局 平井健康安全課長



適切な固定・固縛作業の講習をする
陸災防本部 堀野安全管理士



セミナー会場の様子

児童絵画コンテスト受賞作品決まる

「トラックの日」(10月9日全国統一行事)にちなんだイベントの一環として、将来を担う子供たちに絵画を募集し、鳥取県下121校の小学校へ案内を行い16校から269点の応募がありました。

これらの作品については去る9月30日に鳥取県小学校教育研究会図画工作部会・鳥取運輸支局・鳥取県警察等関係機関に審査を依頼し、次の5点が受賞作品に選ばれました。

佳作以上の25点については12月14日から27日の間、鳥取市役所の情報スペースで展示されました。



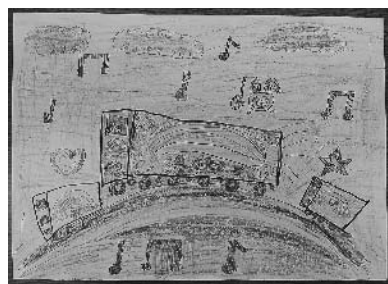
『トラックの日』児童絵画コンテスト入賞作品

鳥取県知事賞



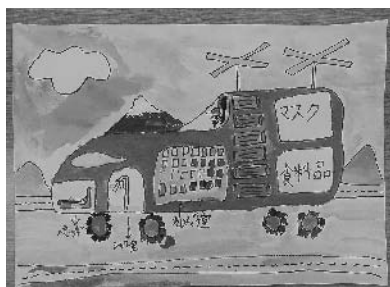
どこでもはこぶよ!とっとりフルーツ
倉吉市立上北条小学校
1年 長石 怜奈さん

鳥取県警察本部交通部長賞



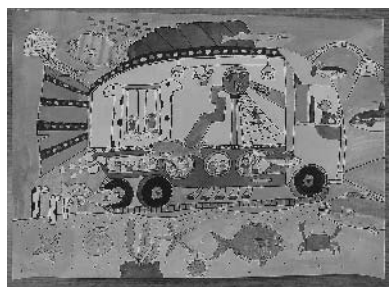
にじの上のぼって世界を見たいな
境港市立上道小学校
1年 美甘 咲貴さん

鳥取運輸支局長賞



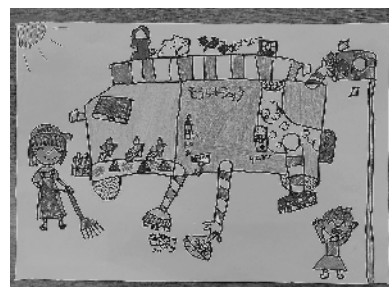
夢のトラック
八頭町立郡家西小学校
3年 盛田 大貴さん

小学校教育研究会図画工作部会長賞



トラックの日
琴浦町立八橋小学校
1年 松田 隆之介さん

鳥取県トラック協会会長賞



そうじトラック
鳥取市立福部未来学園
2年 釜谷 美羽音さん

児童絵画コンテスト受賞作品 鳥取市役所情報スペースで作品展示

「トラックの日」(10月9日全国統一行事)にちなんだイベントの一環として実施している、「児童絵画コンテスト」優秀作品25点の展示会を、とりぎん文化会館で開催いたしました。

これらのイベントを通してトラック運送事業のはたらきをアピールするとともに、トラック運送事業が社会との共生を目指して地球環境の保全や交通事故の防止に努力していることを広く社会に理解してもらうことを目的に開催し、作品展示がしてある児童や家族など、多数の来場者がありました。

今年で28回目

主催 一般社団法人鳥取県トラック協会
応募点数 鳥取県下16小学校から269点
選考会 令和2年9月30日
展示作品 優秀作品5点
鳥取県知事賞、鳥取県警察本部交通部長賞
鳥取県小学校教育研究会図画工作部会長賞
鳥取運輸支局長賞、鳥取県トラック協会会長賞
佳作20点
展示場所 とりぎん文化会館フリースペース
展示期間 令和2年10月14日～10月27日



陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部長表彰を受賞

例年、鳥取県安全衛生大会で行われている表彰式ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、受賞者の各事業所にお伺いさせていただき、伝達式を行わせていただきました。

受賞者の皆様に心からお祝い申し上げますとともに、今後、益々のご活躍をお祈り申し上げます。

令和2年度陸上貨物運送事業労働災害防止協会
鳥取県支部長表彰受賞事業場

<安全関係>

株式会社澤寿運輸 (鳥取市)
有限会社小椋運送 (東伯郡)
有限会社橋尾建設 (米子市)
三光エネルギーサービス株式会社 (境港市)



株)澤寿運輸 澤田社長(右)
鳥ト協 前田専務(左)



(有)小椋運送 小椋社長



(有)橋尾建設 橋尾社長(左)
鳥ト協 宮崎次長(右)



三光エネルギーサービス(株)二岡社長(左)
鳥ト協 日野所長(右)

初任運転者教育安全運転研修を開催

鳥ト協では、去る10月22日(木)鳥取市のイナバ自動車学校、10月6日(火)米子市の米子自動車学校において初任運転者を対象とした安全運転研修を開催しました。

本研修は、貨物自動車運送事業安全規則第10条第2項の規定に基づき、新たに雇い入れられた新任ドライバーの方を対象に義務付けられている、15時間以上の座学・実車を用いた教育のうち7時間を県内3箇所(東部地区1校、西部地区2校)の自動車学校の協力を頂き行うものです。(西部地区は昨年度から開催)

今回は、県内6事業所より6名が参加して行われました。

研修会では適性検査をはじめ、トラックを運転するための心構えや、トラックの構造や特性に合わせた運転の方法などについて講義を行いました。

受講された皆様には今後の運転業務に向けて充実した講習となった事と思われまます。

会員事業所の皆様におかれましては、本講習の活用をご検討頂きたくお願い申し上げます。



イナバ自動車学校の様子



米子自動車学校の様子

令和2年度 引越基本・管理者講習会を開催

令和2年10月19日(月)20日(火)の2日間、(一社)鳥取県トラック協会は、琴浦町生涯学習センター「まなびタウンとうはく」において、利用者サービスのレベルアップを図ることを目的とした標記講習会を開催しました。

引越講習は「引越事業者優良認定制度」の認定要件の一つとなっており、『申請基準日の過去3年以内の引越管理者講習修了者』を引越に関わる全ての事業所に配置させる必要が有ります。

19日の基本講習会では(公社)全日本トラック協会認定講師山城戸氏より引越の現状や下見、見積の知識、クレーム対応、引越作業など引越の実務に関する内容に加え、引越運賃・料金、標準引越運送約款等の改正点について説明があり、運賃料金設定変更届の提出や、新たな標準引越運送約款の掲示について説明され、受講者の方々はテキストにマーカーを記すなど、真剣な面持ちで講習を受けている様子が随所に窺えました。

20日の管理者講習では(公社)全日本トラック協会認定講師山城戸氏が進行役で、受講者が5つのグループに分かれ「賠償問題についてのトラブル事例」等をテーマに引越業務で発生が考えられるトラブル事例について、解決に向けての対応方法や、トラブルに対応した法令の確認等活発な意見が交わされました。

各講習会の終了後は、レポートとアンケートを記入し、受講者全員に修了証が交付されました。



引越基本講習の様子



管理者講習会の参加者



グループ討議の様子

令和2年度鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 第1回「評議委員会」を開催

令和2年度第1回適正化事業評議委員会が、10月12日(月)10時00分より鳥取ワシントンホテルプラザにおいて開催されました。

この委員会は、適正化事業実施機関の組織・運営の中立性・透明性を確保し、適正化事業の公正・着実な推進を図るため、平成15年度から年2回開催しています。

委員会の構成は、学識経験者、マスコミ関係者、荷主関係者、労働組合関係者、一般消費者関係者、貨物運送事業者関係者から評議委員6名、参考人として国土交通省中国運輸局から片岡鳥取運輸支局長、久保首席運輸企画専門官の2名、適正化事業実施機関から川上本部長以下7名の合計15名です。

委員会は適正化実施機関川上本部長の挨拶・片岡鳥取運輸支局長の挨拶に続き鳥取大学・杢見学長顧問を議長に選任し、議事次第に従い議事に入りました。

まず、適正化事業実施機関から「令和2年度適正化事業活動方針」「令和元年度適正化事業の巡回実績について」「令和元年度・令和2年巡回指導項目ごとの指導状況について」、報告事項として「令和2年度貨物自動車運送事業安全性評価事業申請状況について」「令和2年重大事故発生状況」について説明があり、鳥取運輸支局からは、「貨物事業者監査件数及び行政処分状況」「道路交通法違反(108条通報)件数」「改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について」の説明がありました。

その後、意見交換に移り、出席委員から活発な意見が寄せられました。

今後の適正化事業に反映して行きたいと考えます。

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会

{評議委員}

(順不同・敬称略)

機関代表者	組織名・役職名	氏名
学識経験者	鳥取大学 学長顧問	杢見 吉晴
マスコミ関係者	株式会社新日本海新聞社 取締役 専務執行役員	田中 仁成
荷主関係者	トミタ電機株式会社 代表取締役社長	神谷 哲郎
労働組合関係者	全日本運輸産業労働組合 鳥取県連合会執行委員長(全日通労組)	山崎 陸
一般消費者関係者	鳥取市女性の森グループ副代表	小谷 邦子
貨物運送事業者関係者	鳥取県貨物運送事業協同組合連合会副会長 吉田運送(有) 代表取締役社長	吉田 栄

{参考人}

国土交通省中国運輸局	鳥取運輸支局支局長	片岡 俊一
国土交通省中国運輸局	鳥取運輸支局 首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	久保 博嗣



挨拶をする
適正化実施機関 川上本部長



挨拶をする
鳥取運輸支局 片岡支局長



議事を進行する
杢見委員長



意見交換をする 田中委員



意見交換をする 山崎委員



適正化事業委員の皆さん

新聞記事のご紹介

会員に携帯用消毒液

全車両分の計500本

川上会長から消毒液を受け取る境港海陸運送の属社長



鳥ト協

（鳥取）鳥取県トラック協会（川上和人会長）は新型コロナウイルス感染症対策として、9月中旬に全会員の事業所を巡回して配った。数分間の携帯用アルコール消毒液を配布することを決めた。第1号として9月15日、境港海陸運送（属敬宏社長、鳥取）に配布した。属社長は「取東リー型を選んだ。鳥ト協は会

員総数311社、合計車両数5千台余りで、大きいため、各ドライバーが有効活用して安心・安全な輸送に努めたい」と述べた。

贈呈式で、川上会長は「コロナ禍で大変な時でも、トラックが会員各社を回って配布、同時に現在の状況に関するヒアリングもお願いし、今後の対策につなげていきたい」と述べた。

なお、式の様子は地元メディアでも紹介され、トラック業界の感染対策や安全輸送をPRする機会にもなった。

（矢野孝明）

2020年（令和2年）10月2日（金）物流ニッポン

下草刈り汗流す

鳥ト協 トラック共生の森で



トラック共生の森で、下草刈りを行った。

花回廊内にある森林1ha分について、県と伯耆町の3者で森林保全・管理協定を結び、年々実施する計画となっている。この日は6月に続く今年2回目。

雨の中、西部地区の会員を中心とした協会関係者や、町のスタッフも含め26人が参加し、下草刈り、傷んだ添え木の補修などに汗を流した。また、新型コロナウイルス感染症予防に努め、手指の消毒やマスク着用、作業者の距離の確保などの対策を講じた。

（矢野孝明）

2020年（令和2年）10月13日（火）物流ニッポン

全車両に消毒液配布

鳥ト協 会員の要望に応える

（鳥取）鳥ト協（川上和人会長）は、マスクを500枚や消毒液の購入の軽便も行ったという。今回の全会員、全車両への消毒液の配布は、「国民の生活や経済活動を支える物流事業者の感染予防策として、業務中から優先的に配布の要望が、川上会長から会員事業部を代表して境港海陸運送の属（敬宏）から、川上会長に提出された。川上会長は「前田ラックドライバーが、感染対策を講じて生活や経済を支えていることを一般にもアピールした。」

や消毒液の購入の軽便も行ったという。今回の全会員、全車両への消毒液の配布は、「国民の生活や経済活動を支える物流事業者の感染予防策として、業務中から優先的に配布の要望が、川上会長から会員事業部を代表して境港海陸運送の属（敬宏）から、川上会長に提出された。川上会長は「前田ラックドライバーが、感染対策を講じて生活や経済を支えていることを一般にもアピールした。」

手渡す川上会長（左）

（伊藤由貴）

2020年（令和2年）9月28日（月）物流 weekly

年末年始安全運動の取組みについて

各種運動と設定期間	主 催	趣 旨
「ゼロ災 55」無災害運動 R2.11.7（土）～12.31（木）	鳥取労働局	年末・年始の55日間、労災多発期における労災防止の徹底。
第60回「正しい運転・明るい輸送運動」 R2.11.16日（月）～R3.1.10日（日）	全 ト 協	年末・年始における交通事故防止、交通公害防止、輸送秩序の確立。
「陸上貨物運送事業年末年始労働災害防止強調運動」 R2.12.1日（火）～R3.1.31日（日）	陸 災 防	「第12次陸災防止計画目標達成取組強化期間」と連動して労働災害の防止」を最重要課題とする。
年末年始の輸送等に関する安全総点検 R2.12.10日（木）～R3.1.10日（日）	国土交通省 全 ト 協	年末年始の繁忙期における労災防止の徹底
年末の交通安全県民運動 R2.12.14日（月）～12.23日（水）	県 交 対 協	年末の事故多発期の事故防止

協会連絡

鳥ト協職員「防災研修」による事務所の不在についてのお知らせ

鳥ト協では、大規模災害対策への対応の一環として、平成 29 年より関西広域連合の物資輸送にかかる組織に参画をいたしました。こうした関係もあり、来る 12 月 4 日（金）、境港市に所在の「美保基地」「とっとり自然環境館」等の視察研修を実施することになりました。

会員事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、12 月 4 日につきましては、米子事務所、倉吉事務所も含めて午前 10 時頃から不在となりますので、大変ご迷惑をおかけしますが、どうかよろしく願いいたします。

なお、緊急時には、**携帯電話 090-4650-5505** に連絡してください。

一般社団法人鳥取県トラック協会
専務理事 前田裕明

会員事業所の異動

※お願い

営業所や車庫の変更・移転、代表者の変更などあった場合は協会宛にお知らせ頂きますようお願いいたします。
(届出書類のコピー・認可状のコピーなどを F A X 頂けますと幸いです)

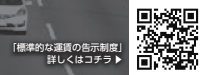
※営業所移転 (会員名簿 P. 2)

事業者名	新・旧別	所在地	TEL	FAX
(有)川上建材	新	鳥取市南栄町 58-4	0857-53-4225	0857-53-4268
	旧	鳥取市南栄町 50-1	0857-53-4225	0857-53-4268

※住所変更 (会員名簿 P. 16)

事業者名	新・旧別	所在地
山陰すぎもと物流(有)	新	米子市淀江町西原 1103-2
	旧	米子市二本木 1088-1

トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました。



荷主の皆さまへお願い

私たちは「暮らしと経済」を支える
トラック輸送を持続させるため走り続けます。

取引の適正化と**ドライバーの労働環境改善**に
ご理解・ご協力をお願いいたします。

中国トラック協会 (公社) 広島県トラック協会・(一社) 岡山県トラック協会・(一社) 山口県トラック協会・(公社) 島根県トラック協会・(一社) 鳥取県トラック協会 後援/中国運輸局

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について

(令和2年9月)

令和2年10月1日
(公社)全日本トラック協会
日本貨物運送協同組合連合会

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和2年9月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和2年9月の運賃指数の概要

1. 令和2年9月の運賃指数は、前月比1ポイント減、前年同月比14ポイント減の117であった。
2. 9月末現在の求車登録件数は78,334と前年同月比67,059減(46.1%減)となった。

1. 加入者数、成約件数

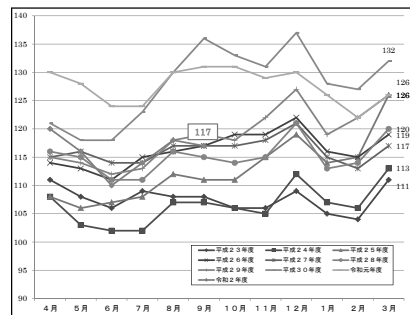
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
加入者数(ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,013
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,94	180,849	206,064	273,182	277,064	288,956	121,250

※令和2年度は8月末現在

2. 荷物情報(求車)件数

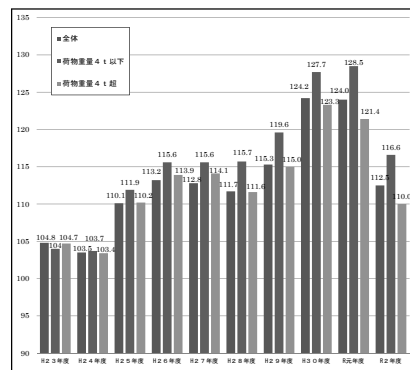
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	331,795

荷物情報(求車)	令和2年9月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	78,334	-67,059	-46.10%	7,749	+11.00%
成約件数	22,120	-677	-3.00%	2,879	+15.00%
成約率	28.20%	12.6ポイント	—	1.0ポイント	—



3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117						



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	112.5
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	116.6
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	111.0

※令和2年度は9月末現在

○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会(全ト協)と日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準(年度指数は平成22年度平均を100)としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報(求車)、車両情報(求荷)それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や備車の確保、季節変動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 経営改善事業部 金子・大橋・長嶋
TEL 03-3354-1056

適正化事業・巡回指導報告書

令和2年9月実施分

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 川上部長

事業所	通常	新規	特別	合計
巡回件数	20件	2件	0件	22件
パトロール延出動台(日)数				16台

調査事項		指導件数	ワースト5
I. 事業計画等			
○	(1)主たる事務所・営業所	0	
	(2)事業用自動車	0	
○	(3)自動車車庫	0	
	(4)休憩・睡眠施設位置能力	0	
	(5)休憩・睡眠施設管理保守	0	
	(6)届出事項	0	
○	(7)白トラ	0	
○	(8)名義貸し等	0	
II. 帳票類の整備、報告等			
	(1)事故記録	0	
	(2)事故報告書	0	
	(3)運転者台帳	0	
	(4)車両台帳	0	
	(5)事業報告書等	2	3
III. 運行管理等			
	(1)運行管理規程	0	
	(2)運行管理者選任	0	
	(3)運行管理者講習	1	4
	(4)運転者の確保	0	
◎	(5)過労防止	2	3
◎	(6)過積載 ☆	0	
◎	(7)点呼の実施	2	3
○	(8)乗務記録	0	
○	(9)運行記録計 ☆	4	1
○	(10)運行指示書	2	3
◎	(11)安全確保指導	2	3
○	(12)特別指導	3	2
○	(13)適性診断	4	1
IV. 車両管理等			
	(1)整備管理規程	0	
	(2)整備管理者選任	0	
	(3)整備管理者研修	3	2
	(4)日常点検	1	4
◎	(5)定期点検	1	4
V. 労基法等			
○	(1)就業規則	3	2
	(2)36協定	1	4
	(3)労働時間	0	
○	(4)健康診断	1	4
VI. 法定福利			
○	(1)労災雇用保険	0	
○	(2)健康厚生年金	0	
VII. 運輸安全マネジメント			
	(1)運輸安全マネジメント	0	
指導件数合計		32	

(注)○重点項目 ◎最重点項目 ☆霊柩運送は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	14	3	2	0	1	0	20
新規	2	0	0	0	0	0	2
特別	0	0	0	0	0	0	0
合計	16	3	2	0	1	0	22

事故対通知

適性診断実施日及び適性診断の予約方法について



令和2年10月27日

自動車運送事業者 各位

独立行政法人 自動車事故対策機構
鳥取支所

平素より、当機構の業務にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、長年、会報誌に当支所の適性診断実施日カレンダーを掲載しておりましたが11月号より掲載を廃止させていただきます。

今後、皆様には別紙のインターネット予約システムに登録をして頂き、適性診断の実施日の確認、及び適性診断のご予約をよろしくお願いたします。

なお、開業日カレンダーにつきましては当機構のホームページに掲載されておりますのでご確認をよろしくお願いたします。

【問合せ先】【鳥取支所】

〒680-0006 鳥取市丸山町219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル
ナスバ 独立行政法人 自動車事故対策機構 鳥取支所
TEL 0857-24-0802 FAX 0857-24-0861 担当：石山

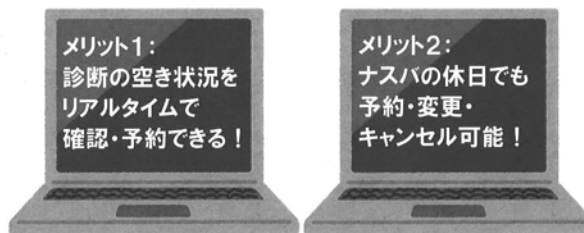
適性診断は

インターネット予約

が便利です！

※対象は鳥取支所の本所(事務所)で受診される方です。
(米子出張診断は対象外です)

インターネット予約なら・・・



ご予約の際は、診断の種類等に間違いがないよう十分ご注意ください。

【ご利用開始までの流れ】

1. 裏面の申込書を記入して、FAXでお申し込みください。
2. 「ID」と「仮パスワード」をメールでお知らせします。
3. 「パスワード」を設定し直して・・・ご利用開始！

※メールでも申し込みできます。下の6項目をメールで送信してください。

①事業者名 ②営業所名 ③住所 ④電話番号 ⑤FAX番号 ⑥ご担当者名

(申し込みメール送り先) → yoyaku-tottori@nasva.go.jp

お問い合わせ先

自動車事故対策機構 鳥取支所
電話 0857-24-0802
yoyaku-tottori@nasva.go.jp

NASVAは安全・安心のパートナー



独立行政法人自動車事故対策機構

適性診断インターネット予約 利用者ID取得申込書

※対象は鳥取支所の本所(事務所)で受診される方です。
(米子出張診断は対象外です)

担当される方の名刺を名刺貼付欄に付けて、FAXで当支所へお申し込み下さい。

名刺貼付欄

(担当者様の名刺を貼り付けて下さい。)

※下記の必要事項欄の記載が名刺にない場合は、不足欄のみ記入をお願いいたします。

事業者名		
営業所名		
業 態	<input type="checkbox"/> バス ・ <input type="checkbox"/> ハイタク ・ <input type="checkbox"/> トラック ・ <input type="checkbox"/> 自家用(その他)	
住 所	〒 -	
電話番号	-	-
FAX 番号	-	-
担当者 姓名	(姓)	(名)
メール アドレス	@	

登録作業完了後、ご指定のメールアドレスへ「適性診断予約システムのID」「(仮)パスワード」および「予約システムのURL」をお送りいたします。

- インターネット予約なら、**24時間365日**いつでも予約可能!
(※システムメンテナンス等により、予約受付を一時休止する可能性があります)
- 診断の枠の空き状況の確認・予約した内容の確認、キャンセルが可能!
- ドライバーとのスケジュール調整も簡単!



▼△▼△▼ FAX送信先 △▼△▼△
自動車事故対策機構 鳥取支所
FAX 0857-24-0861

毎年11月は

「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。国民一人ひとりが自身にも関わるものとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負担による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負担による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



働き過ぎで起こる健康障害のリスクを知っていますか？

働くことは大切、でも働き過ぎはあなたの健康に様々な影響を及ぼし、ひいては過労死にも繋がる危険があります。いま多くの会社が、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を始めています。



過重労働解消キャンペーンのほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



○過労死等防止対策推進シンポジウム
全国47都道府県において計48回開催します。(無料ですがどなたでも参加できます。)開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



【事業主の皆さまへ】11月は

「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



～トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料 過重労働等に関する相談はこちら **0120-794-713**

「過重労働解消相談ダイヤル(労働局)」【実施日時】11月1日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト [過重労働解消キャンペーン](#) 検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

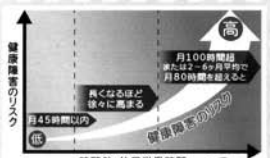
毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

知っていますか？

○労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、新増資の払込に係る労働基準法違反も後を絶たないところ です。



○過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

上の図は、労災請求に係る脳・心臓疾患の労災認定率の考え方の要約図です。長年の統計結果を基にしたものです。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために*

- ① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。
 - ・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情があればこれを超えることができなくなりました。(注1)
 - ・臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
 - ・時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容を附針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 建設業、自動車運送の業務など、特定の事業、業務については、上限規制の適用が除外・除外されています。(注2) 「労働基準法」第36条第2項の規定による労働時間の延長及び休日の労働の禁止に関する附針(平成20年9月、厚生労働省)

- ② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
 - ・労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

- ③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
 - ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
 - ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
 - ・労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり90時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために**

1 職場風土を改革しましょう。	2 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。	3 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。
--------------------	------------------------------------	--

*1 「労働時間の適正な把握のために使用者が労務データを取得するがためのシステム」(平成29年1月、厚生労働省)
*2 「過重労働による健康障害を防止するための事業者が課すべき措置」(平成2年4月、厚生労働省)
*3 「賃金不払い残業の解消を図るために課すべき措置に関する附針」(平成15年5月、厚生労働省)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。
2. 重点監督を実施します。
①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当者が相談に対応します。

実施日時 **令和2年11月1日(日) 9:00～17:00**

フリーダイヤル **0120-794-713**

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。
都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30～17:15)

労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業) **0120-811-610**
(月～金17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供) 労働基準 メール窓口 検索

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。
事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、

オンラインで「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

専用ホームページ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuroudouhtml>



軽油価格推移表 (2020年9月)

令和2年10月26日現在
(公社)全日本トラック協会

全地区 (沖縄除)

単純集計表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
	88.78	91.32	79.80	80.95	97.02	90.56

元売別集計表

元 売 名	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
J X T G エネルギー	89.34	90.69	80.57	81.26	94.24	90.78
出 光	90.80	90.42	79.48	80.84	101.81	91.95
昭 和 シ ェ ル		98.38	80.87	81.15	112.92	93.66
エクソンモービル						
キ グ ナ ス		90.00		81.55		92.33
コ ス モ		92.59	79.35	80.62		91.38
そ の 他	85.54	90.12	79.18	80.85	93.17	89.51

月間購入量別集計表

月間購入量	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30キロリットル未満	89.23	92.59	79.96	81.16	97.65	91.04
30～50キロリットル未満		84.91	79.98	80.74		85.07
50～100キロリットル未満	82.85	84.36	78.62	80.33	90.70	88.93
100キロリットル以上		82.07		80.59		87.39

支払期限別集計表

支 払 期 限	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30日未満	87.35	93.81	80.85	80.29		90.18
30～60日未満	88.23	90.90	80.10	81.23	97.02	90.59
60日以上	92.95	90.04	79.37	80.65		91.25

軽油価格推移表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
2020年5月	80.63	79.04	66.31	66.60	81.41	76.50
2020年6月	85.08	84.53	73.23	73.65	92.56	83.60
2020年7月	89.09	88.19	76.27	77.34	91.37	87.45
2020年8月	91.29	91.13	80.37	80.99	94.14	90.22
2020年9月	88.78	91.32	79.80	80.95	97.02	90.56

10月 業務日誌

2日	(金)	鳥ト協 理事会	鳥取市
3日	(土)	鳥ト協 エコドライブ講習会 事故対 運行管理者等一般講習	米子市 東伯郡
6日	(火)	商工会議所 学校キャラバン隊	鳥取市
7日	(水)	運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
8日	(木)	全ト協 理事会	大阪府
9日	(金)	鳥ト協 原価意識実践セミナー	東伯郡
12日	(月)	鳥ト協 適正化評議委員会	鳥取市
14日	(水)	鳥ト協 標準的な運賃普及セミナー	鳥取市
16日	(金)	事故対 運行管理者等一般講習	東伯郡
17日	(土)	鳥取県 運送業オープンカンパニー 事故対 運行管理者等一般講習	鳥取市 東伯郡
19日	(月)	鳥ト協 引越基本講習 全ト協 労働安全・衛生委員会	東伯郡 東京都
20日	(火)	鳥ト協 引越管理者講習 陸災防 高齢者に配慮した労働災害防止対策セミナー	東伯郡 倉吉市
21日	(水)	陸災防 労災防止コンサルティング	鳥取市
22日	(木)	事故対 リスク管理（基礎）セミナー	東伯郡
23日	(金)	中青年 中国ブロック青年部協議会幹事会	WEB 会議
27日	(火)	中ト協 事故防止研修会	福山市
28日	(水)	運輸支局 整備管理者研修会	米子市
29日	(木)	事故対 リスク管理（基礎）セミナー	東伯郡

11月 行事予定

2日	(月)	運輸支局 運輸支局長表彰式 中霊協 中国ブロック研修会	鳥取市 広島市
4日	(水)	鳥取県交通安全県民大会 全ト協 適正化指導員全国研修「特別研修」	米子市 みよし市
5日	(木)	運輸支局 整備管理者研修会	東伯郡
7日	(土)	鳥ト協 エコドライブ講習	倉吉市
9日	(月)	岡霊協 研修会	岡山市
11日	(水)	運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
12日	(木)	鳥ト協 標準的な運賃普及セミナー	倉吉市
13日	(金)	鳥ト協 標準的な運賃普及セミナー	米子市
14日	(土)	鳥ト協 東部地区親睦レクリエーション	豊岡市
17日	(火)	陸災防 荷役作業安全ガイドライン講習会	倉吉市
18日	(水)	交通共済 総務・事故防止委員会	広島市
19日	(木)	鳥ト協 IT活用セミナー	鳥取市
20日	(金)	運輸支局 整備管理者研修会	鳥取市
21日	(土)	中青年 中国ブロック大会	WEB
24日	(火)	鳥ト協 人材確保(労働)セミナー	米子市
25日	(水)	鳥ト協 人材確保(労働)セミナー	鳥取市
26日	(木)	交通共済 事業委員会 事故対 内部監査(基礎)セミナー 中ブロック適正化指導員小規模グループ研修会	広島市 鳥取市 山口市
29日	(日)	鳥ト協 西部地区親睦レクリエーション	鳥取市

自賠償共済も中国トラック交通共済へ

自動車共済と自賠償共済をセットでご契約いただくと、以下のメリットがあります。
この機会に中国トラック交通共済の自賠償共済をご用命ください。

メリット① 「自動車共済（対人共済）が割引の対象となります」

令和2年8月より開始の「自賠償共済セット契約割引」により、割引対象の車種について対人共済掛金が割引となります。

(1両あたりの年間割引額)

用途・車種区分		割引額
		対人共済金額 無制限の場合 (自損補償担保)
営業用	普通貨物車（最大積載量2トン超）	2,340円
	普通貨物車（最大積載量2トン以下）	1,660円
	小型貨物車	1,030円
営・自共通	普通ダンプカー・砂利類運送用普通貨物車	1,570円
	小型ダンプカー	480円
	A種工作車（クレーン・ショベル付）	600円
	B種工作車（コンクリートミキサー車）	750円
自家用	普通貨物車（最大積載量2トン超）	640円
	普通貨物車（最大積載量2トン以下）	510円
	小型貨物車	450円

メリット② 「当共済に剰余金が出れば、利用分量配当が得られます」

自賠償共済は、自動車共済と並び中国トラック交通共済の大きな収入の柱の一つです。
当共済に剰余金が発生すれば、協同組合のメリットでもある「利用分量配当」が得られることがあります。

※ただし、配当率や利用分量配当を行うかの判断については、総代会の決議によります。

自賠償共済のお申し込みは

中国トラック交通共済の自賠償共済代理店へご連絡ください。

自賠償共済代理店を募集しています

- お取引先の整備工場をご紹介ください。
 - 貴社が別会社をお持ちでしたら自賠償共済代理店になることができます。
- ※代理店になれば、代理店手数料（1件1,723円）が支払われます。

詳しくは、中国トラック交通共済営業課（TEL082-299-2335）まで



「トラック交通共済」について



中国トラック交通共済協同組合の「トラック交通共済」は、中国4県(広島・鳥取・島根・山口)のトラック業界の共同事業として営利を目的とせず、相互扶助の精神により、交通事故による損害てん補や交通災害から守る各種共済商品をはじめ、様々な事故防止活動や、24時間・365日・全国対応のロードサービス、大型車駐車場案内システムの提供等を行っています。

自動車共済 対人共済



対人共済契約車両が自動車事故で他人を死傷させた場合、被害者への賠償金が自賠責で支払われる金額を超える部分について、共済金をお支払いします。

自動車共済 対物共済



対物共済契約車両が自動車事故により、他人の財物(他人の車、家屋、電柱など)に損害を与えた場合に共済金をお支払いします。

自動車共済 車両共済



車両共済契約車両が、衝突、接触、墜落、物の落下、火災、盗難など偶然な事故によって損害を受けた場合、実損てん補で共済金をお支払いします。

自動車共済 搭乗者傷害共済



搭乗者傷害共済契約車両の乗車装置のある場所に搭乗中の人が交通事故などによって死傷した場合、搭乗中のそれぞれに共済金をお支払いします。

自賠責共済



契約が義務付けられています。自動車の運行によって他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いする共済です。

日貨協連貨物補償制度



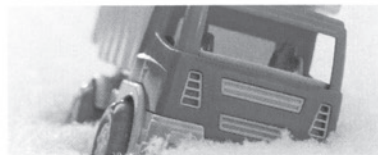
三井住友海上火災保険株式会社の代理店として、日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)の運送業者貨物賠償責任保険の契約を取り扱っています。

組合員専用 ロードサービス



トラック共済が斡旋するロードサービス「イザ・コール」は、24時間・365日・全国の現場で対応します。さらに、手厚いサービスを割引料金で利用可能。しかも車両の登録費・年会費は不要です。

組合員専用 安全活動



トラック共済では、共済商品を通じた交通事故時の組合員の支援と共に、交通事故自体を起こさないよう、講習会や適性診断の実施、映像による視覚教材などを用いて様々な事故防止活動を行っています。

組合員専用 駐車場案内システム



中国地方内の約3,000件のコンビニや道の駅の中から、希望エリア周辺の大規模駐車場を備えた店舗を検索できる、「トラックドライバー」のための駐車場案内システムを、組合員に限り利用できます。

鳥取市丸山町219-1 (一社)鳥取県トラック協会内

中国トラック交通共済協同組合 TEL(0857) 27-5226

鳥取県支所 (支所長 藤川謙次) FAX(0857) 27-5260

事故・相談は、転送電話で24時間受付体制

トラック交通共済の夜間・休日事故受付

【平日・夜間】PM5:20~AM8:30 【土曜・日曜・祝祭日】24時間対応



0120-94-1356 (JNS)

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

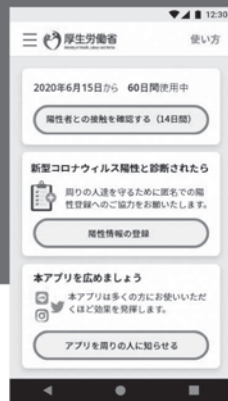
自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取
ることができる、スマートフォンのアプリです

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはありません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※Bluetoothをオフにすると情報を記録しません

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室



緑ナンバートラックは、安全・安心を第一に皆様の暮らしを運びます

一般社団法人 鳥取県トラック協会

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

鳥取事務所／〒680-0006 鳥取市丸山町219番1 TEL (0857)22-2694 FAX(0857)27-7051

URL <http://www.torakyo-tottori.or.jp> E-mail info@torakyo-tottori.or.jp

倉吉事務所／〒682-0017 倉吉市清谷町2丁目113 TEL (0858)26-4770 FAX(0858)26-4772

米子事務所／〒689-3547 米子市流通町1381-4 TEL (0859)27-3041 FAX(0859)27-1616